

早稲田

# 政治経済学雑誌

The Waseda Journal of Political Science and Economics

第396号

2020年 12月31日

## ■ 投稿論文

コンバージェンス公共的理性リベラリズムに対する自己論駁批判の検討 …………… 福島 弦

高度成長期後半の石油化学産業における誘導品の設備投資調整

——中低圧法ポリエチレン, スチレンモノマー, エチレンオキシドを事例に—— …………… 長井景太郎

---

# 『早稲田政治経済学雑誌』

## 論文投稿規程

---

2016年7月7日改定

早稲田大学政治経済学会（以下、本学会）は、『早稲田政治経済学雑誌』に掲載する研究論文を以下の要領で公募します。

### 1 公募する論文

「政治および経済に関する学術の研究、啓発」という本学会の趣旨に合致する学術的な研究論文。ただし、以下は除きます。

- (1) 研究ノート・展望論文（判例研究・学界展望論文も含む）および書評。
- (2) 既に公刊された論文、他雑誌等で公刊される予定の論文、他雑誌等に投稿中の論文、および翻訳。

### 2. 投稿方法

(1) 投稿論文は、別に定める執筆規程に従い、原則として電子ファイル（PDF形式）で作成・保存し、下記の編集委員会のメールアドレス宛に、メールの添付ファイルとして送信してください。メールの件名は、「『早稲田政治経済学雑誌』投稿論文の送付」としてください。

(2) メール送信中や郵送中の事故等による論文の破損や紛失については、本学会は責任を負いません。各自でバックアップを作成・保管してください。

### 3. 論文の書式

論文の書式については、早稲田大学政治経済学部ウェブサイト上の「早稲田大学政治経済学会」のページ（<http://www.waseda.jp/fpse/pse/research/>）に掲載の日本語/英語論文等執筆規程を参照してください。

### 4. 論文の審査

投稿された論文については、本学会の規定する審査を経て編集委員会において採否を決定します。

### 5. 著作権

投稿された論文の著作権は、「早稲田大学政治経済学会著作権規程」に拠るものとします。

### 6. 公開

『早稲田政治経済学雑誌』は早稲田大学政治経済学部ウェブサイトおよび早稲田大学リポジトリにおいて、公開します。論文を投稿する場合は、これに同意したものとします。

〒169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1  
早稲田大学政治経済学部内  
早稲田大学政治経済学会 編集委員会  
メールアドレス：wjpse@list.waseda.jp

以上

#### 編集委員会（☆は委員長）

☆唐 亮 稲村 一隆 田中 久稔  
田中 幹人 戸村 肇 濱野 正樹  
福島 淑彦

# 早稲田政治経済学雑誌 第396号 目次

---

## 投稿論文

- コンバージェンス公共的理性リベラリズムに対する  
自己論駁批判の検討 福島 弦 2
- 高度成長期後半の石油化学産業における誘導品の設備投資調整  
——中低圧法ポリエチレン, スチレンモノマー, エチレンオキサイドを事例に——  
長井景太郎 22

本書のコピー、スキャン、デジタル化等の無断複製は著作権法上での例外を除き禁じられています。本書を代行業者等の第三者に依頼してスキャンやデジタル化することは、たとえ個人や家庭内での利用でも著作権法違反です。

## コンバージェンス公共的理性リベラリズムに対する 自己論駁批判の検討

福島 弦\*

### 序

ある社会の市民によって多様な教説が信じられている場合に、いかにして正統な政治権力行使は可能か。これは、一方で諸教説の「適理的多元性の事実 (the fact of reasonable pluralism)」(Rawls [27]: 36-37) によって特徴づけられ、他方で政治社会を成立せしめる政治権力を必要とするリベラルデモクラシーの社会における喫緊の問いであろう。「公共的理性リベラリズム (public reason liberalism)」はこの問いに対し、全ての適理的な (reasonable) 市民に対して正当化可能な——公共的に正当化可能な——政治権力行使のみが正統であると応答する<sup>(1)</sup>。政治権力の正統性を公共的正当化可能性に基礎づけるこの原理を「公共的正当化原理 (Public Justification Principle)」(以下、「PJP」と表記) と呼ぼう。

公共的理性リベラリズムの最もポピュラーな構想はジョン・ロールズの『政治的リベラリズム』(Rawls [27]) に始まる「コンセンサス公共的理性リベラリズム」(以下、「コンセンサスリベラリズム」と表記) である<sup>(2)</sup>。これに対し近年、この構想に対する有力なオルタナティブとして「コンバージェンス公共的理性リベラリズム」(以下、「コンバージェンスリベラリズム」と表記) と呼ばれる構想がジェラルド・ガウスやケヴィン・ヴァリアなどによって提唱されてきている<sup>(3)</sup>。この構想は、PJP を理論の核心に据える点でコンセンサスリベラリズムと共通している一方、より多様な教説を理論の射程内に包摂しようとする点でそ

れとの差別化も図っている。コンバージェンスリベラルによれば、コンセンサスリベラリズムは公共的正当化の名宛人を過度に理想化し、また公共的正当化に使用可能な理由を不必要に制限することにより自由な社会における教説の多元性に向き合うことに失敗する。反対にコンバージェンスリベラルは公共的正当化の名宛人に対し穏当な (moderate) 理想化のみを行い、また公共的正当化に使用可能な理由の範囲を拡張する。コンバージェンスリベラリズムが整合的な理論でありうるのならば、それはリベラルな社会における教説の多元性により感応的な形で公共的理性リベラリズムをアップデートできるであろう。

しかしながら本稿は、コンバージェンスリベラリズムは「自己論駁批判 (the self-defeat objection)」に応答できないため退けられると論ずる。自己論駁批判によれば、PJP は政治権力行使が公共的に正当化可能であることを要請する一方で、それ自体がそもそも論争的であって公共的には正当化されえないため自己論駁的である<sup>(4)</sup>。換言すれば、PJP がそれ自体 PJP を満たすことを要請する「再帰性要件 (the reflexivity requirement)」を PJP が満たせないため公共的理性リベラリズムは自己論駁に陥る<sup>(5)</sup>。この批判は公共的理性リベラリズムの個別の構想ではなくその共通の核心的原理である PJP を標的とし、また理論の細部を標的とするのではなく理論全体が自己論駁的であると指摘する点で根本的である。

この批判に対する応答は二種類考えられる。第一のものは、再帰性要件が PJP に適用されることを認めた上で、PJP は実際に公共的に正当化可能であると主張する。しかしながらこの応答はコンバージェンスリベラリズムには不可能だと思わ

\* 早稲田大学大学院政治学研究科博士後期課程

れる上、実際にいずれのコンバージェンスリベラルもこの応答を採用していない。というのも、コンバージェンスリベラリズムは公共的正当化の名宛人に対して穏当な理想化のみを行うのであるが、穏当に理想化されただけのあらゆる市民がPJPを受容するとは考えにくいためである。従ってコンバージェンスリベラルは、再帰性要件はそもそもPJPには適用されず、そのためPJPが公共的に正当化可能である必要はないとする第二の応答を採用しなければならない。

本稿は、再帰性要件はPJPに適用されないと主張する以下三種類の戦略を検討し、それら全てが失敗することを示すことにより、コンバージェンスリベラリズムは自己論駁を免れないことを示す。第一の戦略は、PJPは我々が既に深くコミットしている道徳的実践の哲学的描写であり、合理的に退けられうるものではないために、公共的に正当化される必要はないと主張する。第二の戦略によれば、PJPは政治的アレンジメントにのみ適用されるが、PJPそれ自体は政治的アレンジメントではないために、自己論駁批判はカテゴリーミステイクを犯している。第三の戦略は、真に正しい正統性の原理についての適理的不合意はコンバージェンスリベラリズムに対して何らの問題も引き起こさないと主張する。

本稿の構成は以下の通りである。第一節ではまずPJPについて概説した後に、コンバージェンスリベラリズムが採用するPJPのバージョンを定式化する。第二節では、コンバージェンスリベラリズムに対する自己論駁批判について概説する。第三節から第五節では、コンバージェンスリベラルによってこれまで提示されてきた、PJPに対する再帰性要件の適用を否定する三つの戦略を順に検討し、それらがいずれも成功しないことを示す。

## 1. コンバージェンスリベラリズムとコンバージェンスPJP

本節では、コンバージェンスリベラリズムが採用する公共的正当化原理(PJP)のバージョンを定式化する。以下ではまず、公共的理性リベラリズム一般の核心的原理であるPJPについて概説する。続いてコンバージェンスリベラリズムにお

けるPJPのバージョンを、コンセンサスリベラリズムのPJPと対照させながら定式化する。

### 1.1 PJPとは何か

公共的理性リベラリズム一般の核心的原理であるPJPは、次のように定式化できる。

公共的正当化原理(PJP)：政治的アレンジメントは、それが全ての適理的市民に対して正当化可能である場合にのみ正統である。

始めに、この原理に用いられている二つのタームの意味を明確にしておきたい。第一に説明が必要なのは「政治的アレンジメント」というタームである。何が実際に公共的に正当化されなければならないかは公共的理性リベラリズムの構想に応じて異なる。例えばよく知られているようにロールズ(Rawls [27]: 214-216)は、公共的正当化の要請は「憲法の必須事項」及び「基本的正義の問題」にのみ適用されると考えていた。これに対し他の公共的理性リベラルは政治的決定手続や個別の法などを公共的正当化の対象に据えている<sup>(6)</sup>。本稿ではステイーブン・ウォール(Wall [36]: 386)の用語法に従い、これら公共的理性リベラルによって公共的正当化の対象とされているものを総称して「政治的アレンジメント」と呼ぶ。第二に、政治的アレンジメントが「正統」であることの意味についてである。「正統性」というタームは様々な意味を持ちうるが、本稿ではそれを「権力行使の道徳的許容可能性」を意味するものとして用いる。従って、政治的アレンジメントが正統である場合には、それに基づいて政治権力を行使することが道徳的に許容可能となる。

続いてPJPの実質的な説明に移ろう。PJPを基礎づける基本的洞察は以下の二つである。第一に、公共的理性リベラリズムはロールズが「適理的多元性の事実」(Rawls [27]: 36-37)と呼んだ、社会に存在する適理的教説の多元性を理論構築の出発点に据える。適理的多元性の事実とは、自由な制度の下では、誠実に理性を行使する市民が信じる道徳的・哲学的・宗教的教説は一つに収斂することはなく、むしろ多様で両立不可能な諸教説が並存する事実を意味する。この事実は自由な制度の自然な帰結であり、自由な制度と相容れない

強制力の行使によってのみ除去可能であるため、リベラリズムの理論はこの事実を単に否定するのではなく、理論構築の前提に据えなければならない。

第二に、正当化不可能な強制の許容不可能性についての洞察である。公共的理性リベラリズムは、適理的な市民が、その人の持つ教説に照らして受容可能な正当化を欠いた政治的アレンジメントによって強制されることは道徳的に許容不可能であるという洞察を共有している。というのも、適理的市民に対するその種の強制は、自由で平等な存在として市民を処遇するというリベラリズムの根本的コミットメントと矛盾するためである。市民を自由で平等な道徳的人格として尊重することは、公共的に正当化可能な政治的アレンジメントを要求する<sup>(7)</sup>。この洞察が前述の適理的多元性の事実の承認と結びつくことにより、リベラルな社会に不可避免的に存在する多元的な適理的教説の各々に対して正当化可能な政治的アレンジメントに基づく政治権力行使のみが正統であるとする PJP が引き出される。

PJP の特徴は、異なる正統化条件を提示する二つの原理と対比させることによってよりよく理解できる。第一に、PJP は「正しさ基底の正当化 (correctness-based justification)」原理と区別される<sup>(8)</sup>。正しさ基底の正当化原理によれば、全ての適理的な市民が受容可能であるか否かに関わらず、当該の政治的アレンジメントが正しいことを示すしっかりとした正当化が存在する場合に、そのアレンジメントは正統である。従ってこの原理によれば、政治的アレンジメントの正統性の基準は正しさであって、公共的正当化可能性ではない。これに対し、PJP は全ての適理的な市民が当該の政治的アレンジメントを受容可能である場合にのみ正統であるとする。従って、仮に所与のアレンジメントが真に正しいものであるとしても、それが公共的に正当化不可能であるならば正統ではない。

第二に、PJP は「実際の受容 (actual acceptance)」原理とも区別される。実際の受容原理によれば、政治的アレンジメントは市民が実際にそれを受容する場合にのみ正統である。従ってこの原理によれば、政治的アレンジメントの正統性の基準は市民の意思である。この原理は、市民の側

の単なる誤謬や道徳的に悪辣な市民による拒否権の行使によってもアレンジメントの正統性が毀損されてしまう点で直観的な弱みを抱えている。反対に、公共的理性リベラリズムにおける正当化の名宛人は理想化された現実の市民である「適理的市民」であり、理想化によって名宛人が特定の価値や規範を受容していることや一定程度の推論能力や情報を保持していることが前提とされるため、実際の受容原理が抱える弱みは回避される。従って、PJP は市民の側におけるアレンジメントの実際の受容ではなく、適理的受容可能性を要求する。PJP は理想化された市民に対する受容可能性に着目する点で、「実際の同意論」と区別される「仮説の同意論」の一種である。

## 1.2 コンバージェンスリベラリズムにおける PJP

PJP は公共的理性リベラリズムの全ての構想に共通する抽象的な原理であり、公共的理性リベラリズムの個別の構想は、各々の立場に適合させるために肉づけされた独自の PJP を保持する。本稿で検討するコンバージェンスリベラリズムの PJP (以下、「コンバージェンス PJP」と表記) は、それがメインストリームの構想であるコンセンサスリベラリズムの PJP (以下、「コンセンサス PJP」と表記) に施した二つの修正によって特徴づけられる。

コンセンサス PJP の第一の特徴は、公共的正当化の名宛人となる市民を大きく理想化する点に存する。例えば主要なコンセンサスリベラルであるジョナサン・クォンは、公共的正当化の名宛人となる適理的市民が「自由で平等な人格の観念や市民の間での財やアドバンテージの分配における公正さに対する一般的コミットメントなど」を意味する「特定の基本的なリベラルな規範に既にコミットしている」(Quong [25]: 5——強調原文) ことを前提とする。従って、クォンの公共的理性リベラリズムは「根本的であるが相当程度抽象的な特定のリベラルな諸価値にコミットしている理想化された諸人格の名宛人の中で政治権力の公共的正当化がいかにして可能であるかを説明する理論」(ibid.——強調原文) として理解される。このように、正当化の名宛人が既にリベラルな規範にコミットしていることが前提とされる点で、コンセンサス PJP の名宛人は大きく理想化されて



いる。

コンセンサス PJP の第二の特徴は、政治的アレンジメントが全ての適理的市民によって共有されている理由（公共的理由）に基づいて正当化されることを要求する点に求められる。換言すれば、政治的アレンジメントは全ての適理的市民による「コンセンサス」が成立する理由を用いて正当化されなければならない。従ってコンセンサス PJP では、アレンジメントの正当化に非公共的理由——例えば適理的市民が共有していない宗教的理由——を持ち出すことは禁じられる。この点に従い、コンセンサス PJP は政治的正当化に使用可能な理由に「アクセシビリティ要件」(Vallier [33]: 108) をかける。それによれば、アレンジメントの正当化に用いられる理由は、全ての適理的市民が自らの教説に照らして妥当であると認めることができるという意味で「アクセシブル」な理由でなければならない。

以上二つの特徴を持つコンセンサス PJP は次のように定式化できる。

コンセンサス PJP：政治的アレンジメントは、それが全ての大きく理想化された適理的市民にとってアクセシブルな理由に基づいて正当化可能である場合にのみ正統である。

コンバージェンスリベラルは、リベラルな社会に不可避免的に存在する教説の多元性に向き合うことに失敗しているとコンセンサス PJP を批判し、上述の二つの特徴の両方を修正する<sup>(9)</sup>。第一に、コンバージェンスリベラリズムはコンセンサス PJP における名宛人の理想化を「ラディカルな理想化」と呼んで批判する。この批判によれば、リベラルな社会には非常に多様な教説が存在するのであり、その中にはクォンのいう「基本的なリベラルな規範」にコミットしていないという意味でリベラルではない教説や、その規範自体は拒絶しないもののそれに特別大きな重みを与えていない教説も多く存在する。従って、コンセンサス PJP が行うラディカルな理想化は現実社会に存在する教説の多元性を捨象してしまう点で排除的である。これに対しコンバージェンス PJP は正当化の名宛人に「穏当な理想化」のみを施す。この修正は、現実の市民が犯す明白な推論上の誤りや簡単に入

手可能な経験的証拠の看過を理想化によって回避する一方で、現実世界に存在する広い範囲の教説の多元性を理想化された名宛人の間でも維持することを目的とする。一例を挙げれば、ガウスは名宛人の評価基準と推論能力は、現実世界の市民が「相当程度の (respectable amount of)」(Gaus [14]: 249) 推論に従事する場合には名宛人の推論を理解することが可能である範囲までしか理想化されてはならないと主張する。

コンバージェンスリベラルは第二に、アクセシビリティ要件も排除的であるとして批判する。コンバージェンスリベラルによれば、市民は他の適理的市民と共有する公共的理由以外に非公共的理由（例えば宗教的理由）保持しており、市民にとっては後者の理由が決定的に重要であるかもしれない。しかしながら、アクセシビリティ要件は政治的正当化からの非公共的理由の排除を求める。そのためこの要件は、市民が真に重要であると考えうる種類の理由を公共的正当化から排除する点で排除的であり、かつこの種の正当化は、市民が公共的理由のみならず自らが持つ理由の総体を考慮に入れた場合には覆される点で不安定でもある (*ibid.*: 39)。これに対してコンバージェンス PJP は、所与の政治的アレンジメントが、適理的市民によって共有されていない理由を含む市民の持つ理由の総体に照らして個別の市民に対して正当化可能であることのみを要請する。そのため例えば市民がアレンジメントを非公共的理由から受容する場合にも、その市民に対するアレンジメントの正当化は成功しているとカウントされることとなる。従って、コンバージェンスリベラリズムにおいては、各々の市民の持つ理由の総体に照らした受容が「コンバージ (収斂)」する政治的アレンジメントのみが正統であるとされる。

これに関連し、コンバージェンス PJP は公共的正当化に使用可能な理由に対しアクセシビリティ要件ではなく「インテリジビリティ要件」(Vallier [33]: 106) のみにかかる。この要件は、所与の個人が持つ教説に鑑みて認識的に正当化されていることが他の適理的市民によって見て取ることができるという意味で「インテリジブル」な理由のみが公共的正当化に使用可能であるとする。例を挙げよう。ポルノグラフィの規制に、フェミニストがジェンダー平等の理由から、またキリス

ト教徒が禁欲の宗教的理由から賛成している状況を考えてみる<sup>10)</sup>。この場合、双方にとってアクセシブルな理由は存在しない一方で、キリスト教徒が宗教的理由から規制に賛成することをフェミニストが理解可能であり、逆もまた然りなのであれば、インテリジブルな理由は二つ存在する。従って、この要件の下では政治的正当化に使用可能な理由の範囲はアクセシビリティ要件と比べて大きく拡張される。

以上の議論を受けて、コンバージェンス PJP は次のように定式化できる。

コンバージェンス PJP：政治的アレンジメントは、それが各々の穏当に理想化された市民のインテリジブルな理由に基づいて正当化可能である場合のみ正統である。<sup>11)</sup>

最後にコンバージェンスリベラリズム一般に共通する理論の正当化理由 (rationale) を確認しておきたい。上述のように、コンバージェンスリベラリズムは社会に存在する教説的多元性により感応的な形で理論を構築することによってコンセンサスリベラリズムとの差別化を図っているが、この方向性はコンバージェンスリベラリズムの「道徳的権威主義の回避 (avoidance of moral authoritarianism)」という正当化理由に由来する。ガウスの言葉を用いて説明しよう。ガウスによれば、コンバージェンスリベラリズムは「道徳的人格は全て道徳性が自らに課す要求の等しく権威的な解釈者である」(Gaus [14]: 15) との発想から出発する。道徳的人格が道徳性の要求の平等な解釈者であるならば、ある人が自らの道徳の解釈を権威的なものとして他者に押しつけることは、自らを道徳性の要請の優越的な解釈者として提示することを意味するため、「道徳の平等な解釈者に対する尊重の欠如を表明する」(ibid.: 17) という意味で「権威主義的 (authoritarian)」(ibid.: 16) である。従って、「他者を自由で平等な道徳的人格として尊重するという観念は、他者自身が受容する理由を持たない物事を行うよう要求する道徳的権威の主張を差し控える」(ibid.: 19) ことにより「道徳的権威主義」を回避することを要請する。道徳的権威主義の回避がコンバージェンス PJP の正当化理由であるとのガウスのこの説明は、後

にその議論を検討するガウス以外のコンバージェンスリベラルやその批判者の間での共通了解となっている<sup>12)</sup>。

本節では、PJP について概説し、コンバージェンス PJP を定式化した。次節では、本稿が検討するコンバージェンスリベラリズムに対する自己論駁批判について論ずる。

## 2. コンバージェンスリベラリズムに対する自己論駁批判

公共的理性リベラリズムには、その個別の構想に対するものを含め様々な批判が存在するが、その中で最も根本的なものが自己論駁批判である。その基本的発想は、公共的に正当化可能な政治的アレンジメントを探求する点で論争性の回避を意図する公共的理性リベラリズムそれ自体が論争的である点で矛盾を抱えているというものである。より具体的に言えば、公共的理性リベラリズムの核心的原理である PJP は、政治的アレンジメントの公共的正当化可能性を求める一方で、PJP それ自体が論争的な原理であって公共的に正当化されえないために、公共的理性リベラリズムは自己論駁的である。このように、PJP がそれ自体 PJP を満たさなければならないという要件を「再帰性要件」と呼ぼう。自己論駁批判によれば、PJP は再帰性要件を満たすことができないために自己論駁に陥る。

もし PJP が再帰性要件を満たさなければならぬのであれば、これは公共的理性リベラリズムを窮地に陥れるように思われる。なぜなら、適理的多元性の事実を所与とすれば、PJP それ自体は論争的な原理であるように思われるためである。この点について例えばデイビッド・イーノック (Enoch [9]: 170) は「公共的理性の伝統に伏在する主要な観念は……公共的理性の理論がそこから (ある程度) 抽象しようと試みている何らかの一階の見解と同様に論争的である」と批判する。公共的理性リベラリズムの批判者である哲学者の多くは前述の正しさ基底の正当化原理を奉じており<sup>13)</sup>、従って PJP を退けているが、これらの批判者を「アンリズナブル非適理的」とみなすことは、少なくとも「リーズナブル適理的」という言葉の通常の語感を前提とする



ならば奇妙である。これらの哲学者が実際に適理的であるならば、PJPは公共的に正当化されないこととなり、公共的理性リベラリズムは自己論駁に陥ってしまう。

コンバージェンスPJPに対する自己論駁批判は次のように定式化できる。

コンバージェンスPJPに対する自己論駁批判：

- (1) 政治的アレンジメントは、それが各々の穏当に理想化された市民のインテリジブルな理由に基づいて正当化可能である場合にのみ正統である。(コンバージェンスPJP)
- (2) コンバージェンスPJPはそれ自体全ての穏当に理想化された市民に対して正当化可能でなければならない。そうでないならば、それは自己論駁的である。(再帰性要件)
- (3) 一部の穏当に理想化された市民はコンバージェンスPJPを退ける。従って、コンバージェンスPJPは公共的に正当化可能ではない。
- (C) コンバージェンスPJPは自己論駁的である [(2), (3)]<sup>14)</sup>

この批判に対しては二つの応答が考えられる。第一の応答は(2)を認める一方で(3)を退ける。つまりこの応答は、PJPに対して再帰性要件が適用されることを認めながらも、コンバージェンスPJPは実際に公共的に正当化可能であると主張する<sup>15)</sup>。しかしながら、穏当に理想化されただけのあらゆる市民がコンバージェンスPJPを受容するとは考えにくい。この応答方法は採用不可能であるように思われるのに加え、実際にどのコンバージェンスリベラルもこの戦略を採用していない。仮にこの応答方法を採用するのであれば、例えば正しさ基底的正当化原理の支持者は穏当な理想化の結果存在しなくなるという困難な主張を行わなければならない。従って、コンバージェンスリベラルは(2)を退ける第二の応答方法を採用しなければならない。つまり、コンバージェンスPJPそれ自体が公共的に正当化されなければならないと主張する再帰性要件を退けるという応答方法である<sup>16)</sup>。

自己論駁批判を検討する際には、いずれも自己論駁の問題と呼ばれうる三つの問題を区別することが重要である<sup>17)</sup>。第一の問題は「自己矛盾」の問題である。この問題は、所与の命題の真理がその命題の偽性を含意する場合に生ずる。例えば「この命題は偽である」という命題は、その真理が偽性を含意するために自己矛盾に陥っている。第二の問題は「自己適用」の問題である。この問題は、命題それ自体がその命題自体が適用される対象に属すことに加え、命題が自ら規定するテストをクリアすることができない場合に生じる。例えば、「全てのルールは公示されていなければならない」というルールは、それ自体ルールであるために自らの適用対象に属し、仮にこのルールが公示されていない場合には自己適用を受け自己論駁に陥る<sup>18)</sup>。第三の問題は「内的不整合」の問題である。この問題は理論のそもそもの正当化理由が理論自体の内容と不整合をきたす場合に生じる。コンバージェンスリベラリズムについていえば、道徳的権威主義の回避という正当化理由と明確に矛盾する含意を理論が持つ場合には内的不整合の問題が生ずる。

コンバージェンスPJPはその真理が偽性を含意するような類の原理ではないため、第一の自己矛盾の問題には脅かされない。従って、コンバージェンスリベラリズムに対する自己論駁批判においてレリバントとなるのは自己適用と内的不整合の問題のみである。ここで注意が必要なのは、コンバージェンスリベラリズムが自己適用の問題を回避可能であっても、再帰性要件を退けることが内的不整合の問題を引き起こす可能性があるために、自己論駁を免れない可能性があることである。これは、再帰性要件を退けることが道徳的権威主義の回避と不整合をきたすことを意味する。この点は、第四節で詳述するように、コンバージェンスPJPが自己適用の問題を回避することができる点のみを指摘することによって自己論駁批判が失敗すると主張している論者が一部存在するため重要である。

以上、コンバージェンスPJPに対する自己論駁批判について概説した。以下では三節にわたり、この批判に対するコンバージェンスリベラリズムからの三つの応答を検討する。

### 3. 第一の戦略：コンバージェンス PJP は我々が既にコミットしている道徳的実践の哲学的記述である——ジェラルド・ガウスの自動的正当化アーギュメント

PJP の再帰性を否定する第一の戦略によれば、PJP は我々が既にコミットしている道徳的実践の哲学的記述であり、それを退けることは不合理であるため公共的に正当化される必要もなく既に正当化されている。この戦略は主要なコンバージェンスリベラルであるジェラルド・ガウスにより展開されている<sup>19)</sup>。ガウスによれば、彼のコンバージェンス PJP の構想は我々の生に深く根ざしている「反応的態度 (reactive attitude)」の道徳的実践の哲学的記述である<sup>20)</sup>。我々は反応的態度の実践に既に深くコミットしており、それを退けることはその実践に依存する全ての価値を放棄することを意味するため不合理である。このように、道徳的実践に根差していることから公共的正当化を経ずに自動的に PJP が正当化されるとするこのアーギュメントを「自動的正当化アーギュメント」と呼ぼう。以下ではまずこの自動的正当化アーギュメントについて概説し、続いてその批判的検討を行う。

#### 3.1 ガウスのコンバージェンスリベラリズムと PJP

まずガウスのコンバージェンスリベラリズムの構想を概説することから始めよう。ガウスの構想は、公共的正当化の対象に「社会道徳 (social morality)」と彼が呼ぶ社会的な行為規範を据える点で、強制的な政治権力の行使を伴う政治制度や法を正当化の対象に据える他の構想と比べて独特である。ガウスは社会道徳を、「行為を要請もしくは禁止し、それにより特定の行動を行うもしくは回避するために相互に発し合う道徳的命令を基礎づける一連の社会-道徳的ルール」(Gaus [14]: 2) と定義する。道徳的命令及び違反者への非難を伴うこの種のルールは、多様な価値基準を持つ道徳的人格の間で社会生活を成立させ、また価値ある人間関係を維持するために不可欠であるとガウスは主張する (*ibid.*: part 1)。

しかしながら社会道徳には、他者に道徳的命令を通じて行為を要請し違反者を道徳的なタームで

非難する実践が不可分に伴い、従って「社会道徳の核心には、他者に対する権威の根本的な主張が存在する」(*ibid.*: 8)。これを受けてガウスは、自由で平等な市民の間での道徳的命令や非難の実践はどのような場合に正当であるかとの問いに取り組む。換言すれば、他者を自由で平等な道徳的人格として尊重することと、その他者に発せられる社会道徳に基づいた道徳的命令はどのように有和させることができるかという問いである。ガウスはこれに、「他者を自由で平等な道徳的人格として尊重するという観念は、他者に、その他者自身が受容する理由を持たない物事を行うよう要求する道徳的権威の主張を差し控えることを意味する」(*ibid.*: 19) と答える。つまり他者自身が道徳的命令に従う理由を持つ場合に限り、その命令は他者を平等な道徳的人格として尊重することと矛盾しない。

この点を踏まえてガウスは、社会道徳に基づいた道徳的命令が適切であるためには、命令の名宛人は次の二つの適切性条件を満たしていなければならないと論ずる。第一に、道徳的命令の名宛人は、行為の要請や違反者の非難を伴う社会道徳の実践にそもそも参加することができるように、自らの目的に資することがない場合にも道徳的ルールに従うことができるという意味で、道徳的ルールを内面化 (internalize) する能力を保持していなければならない。この条件により、自らの目的に資する場合にのみ社会道徳に従うことができるサイコパスや幼い子供は適切な道徳的命令の名宛人から除外される。第二に、先程論じたように、道徳的命令の名宛人は命令が依拠する社会道徳を受け入れる十分な理由を持っていなければならない。これら二つの条件を組み合わせ、ガウスは次の原理を引き出す。

道徳的自律の原理：道徳的指令がベティに対して適切に発せられうるのは、彼女が、自らの欲求や目的や目標を促進しない場合にも道徳的ルールに配慮する能力を持ち、さらに当該のルールを受容する十分な理由を持つ場合のみである。(*ibid.*: 222)

このような道徳的命令の適切性条件を社会一般に拡張するものとして、ガウスは次のような PJP

の一種を提示する<sup>21)</sup>。

公共的正当化の基本原則：文脈CにおけるルールLに基礎づけられた道徳的命令「φ」は、それぞれの道徳的行為者が (a) ルールLを内面化する十分な理由を持ち、(b) Lが状況Cにおいてφタイプの行為を要請すると考え、(c) 道徳的行為者がLに一般的に従っている場合にのみ社会道徳の権威的な要請となる。(ibid.: 263)

ここで問題となるのは道徳的行為者がルールを受容する「十分な理由」を持っているといえるための条件である。第一節で論じたように、ガウスはこの点について「アルフは、自らの『相当程度の』良い推論によってRが(行為するもしくは信じる) 退けられない理由であると結論づけると考えられる場合に、またその場合にのみ(暫定的に) 十分な理由Rを持つ」(ibid.: 250) とする。従ってガウスによれば、道徳的命令が正当なものであるためには、その命令が依拠する社会道徳を、現実の道徳的行為者が相当程度の推論を行った後の存在である理想化された適理的市民の全員が受容可能でなければならない。

### 3.2 自動的正当化アーギュメント

ガウスは自らのPJPの構想を、それが我々の反応的態度の道徳的实践に埋め込まれていると論ずることによって擁護する。反応的態度とは、道徳的ルールに違反した行為者に対して憤り(resentment) や義憤(indignation) の道徳感情を覚える道徳的实践である。

ガウスは、自らが主張する道徳的命令の二つの適切性条件は反応的態度の道徳的实践に根差していると主張する。第一の条件によれば、道徳を内面化する能力を持った行為者に対してのみ道徳的命令は適切であるが、これは我々がサイコパスや幼い子供に対して反応的態度を示さないという直観と対応している。サイコパスや幼い子供は、自らの利益に資さない形で道徳に従うことができない。従って、例えば甘いもの欲しさに他の子供からお菓子を奪取してしまった幼い子供に対して、道徳的非難を与えても暖簾に腕押しであろう。我々はその種の行為に対し苛立ちを覚え、注意

するかもしれないが、道徳的ルールを破った道徳的人格に対して特別に覚える憤りや義憤の感情を伴う反応的態度を示すことはない。第二の条件は、当該の社会道徳を受容する十分な理由を持つ行為者に対してのみ適切な形で道徳的命令が発せられるというものであったが、これも我々の道徳的实践に対応しているとされる。ガウスが正しいのであれば、我々は例えば、全く異なる文化規範を持つ国から来た外国人が「相当程度の」推論を行っても自国の文化規範を理解できないとみなすのであれば、その人格による規範の侵害に対して反応的態度を示すことはない。

しかしながら、なぜ我々が実際にその道徳的实践を行っていることが、それに根差した原理の正当化に寄与するのであるだろうか。我々がたまたま倒錯的な道徳的实践を行ってしまっており、実際にはそれを退けることが望ましい可能性も考えられないだろうか。この問いに対しガウスは、反応的態度は我々の生に既に深く埋め込まれており、またそれを退けることは我々が価値づけているほとんどのものの放棄を含意するため合理的には考えられないと応答する。彼の説明によれば、社会道徳的实践は異なる評価基準を持った人々の間での社会生活を成立させる根本的役割を果たすものであり、それを放棄することは社会生活を諦めることに等しい<sup>22)</sup>。この議論は、反応的態度は我々の生に深く埋め込まれすぎているため、それを退けることは「実践的に思いもよらない(practically inconceivable)」(Strawson [31]: 12) とし、また反応的態度の放棄は他者を道徳的人格としてではなく社会政策や処置の単なる対象としてみなす冷たい「客観的態度」の採用を意味するため、価値ある人間関係が毀損されてしまうと論じたストローソンの議論に大きく依拠している。

以上の点が最もよく表れているガウスの一節を、少々長くなるが引用しよう。

社会道徳のような実践は我々の世界の見方に深く埋め込まれている。それは、愛や友情を含む我々の間人格的關係の理解に影響を与え、従ってどのような生が生きるに値するかについての理解にも影響を与える。もし我々の道徳的实践の前提が我々の世界の見方の一部である程深いのであれば、その実践を放棄する



ことは我々が配慮し価値づけるほとんどのものを放棄することを意味する。しかしながら、それを行う理由などいかにして持つことができるのであろうか。いかにして我々は、我々にとって重要なもの全てを調べ上げた後に、我々の理由が依拠する世界の見方を放棄することにより、それら全てを断念するよう理由によって導かれるとの結論に至ることが可能なのであろうか。その理由はどこから来るのか。サイコパスを道徳的实践に引き入れるよう説得することが困難であると同様に、道徳的人格を道徳的实践から引き離すことは困難であると思われる。我々が誰であるかを所与とすれば、我々は自らの世界の見方を変化させる理由を持っていない。(Gaus [14]: 192 —強調原文、注は省略した)

つまり、我々は既に社会道徳の道徳的实践に深くコミットしており、また我々が価値づけるほとんどのものがそれに依存しているため、その実践を退けることは不合理である。さらにPJPはこの道徳的实践の哲学的記述であるため、PJPを退けることもまた不合理である。そもそもPJPを退ける理由を持つことができないのであれば、仮にPJPが適理的の市民の間で論争的な原理であったとしても、それは公共的正当化の必要なく既に正当化されている。これがガウスの自動的正当化アーギュメントである。

自動的正当化アーギュメントが成功するためにはしかし、少なくとも以下二つの前提を自明なものとしなければならぬ。第一に、反応的態度を退けることは人間関係や社会生活一般を退けることを意味するために実践的に思いもよらないという前提である。また第二の前提は、ガウスが採用するコンバージェンスPJPのバージョンこそが反応的態度の唯一適切な説明であるというものである。以下では両方の前提に深刻な疑問が存在し、それに対する実質的な擁護論をガウスが与えていないため、ガウスの自動的正当化アーギュメントは成功していないと論ずる。

### 3.3 自動的正当化アーギュメントへの反論①：

#### 反応的態度は人間生活に不可欠ではない

ガウスは「近年の道徳的責任についての哲学的

研究の大部分がストローソンの分析の何らかのバージョンを受容していると信じている」(Gaus [16]: 74-75) が、ストローソンの分析については様々な反論が存在する。その最も根本的な反論は、反応的態度が前提とする道徳的責任の観念は通常は成立しないとする、道徳的責任懐疑論の立場からなされている<sup>23</sup>。反応的態度が道徳的責任の観念を前提とする点は明白である。我々が突風によってコーヒーを溢した場合には反応的態度を示さない一方で、人間に押されてコーヒーを溢した場合にそれを示すのは、人間は自らの行為について道徳的責任を負いうることが前提とされているためである。人間が道徳的責任を負い得ないのであれば、人間に対して反応的態度を示すことは突風に対して反応的態度を示すのと同様にナンセンスである。

道徳的責任の観念を否定する立場は様々であるが、自らの行為に対して道徳的責任を負うために必要とされるレベルのコントロールを人間は通常有していないとする点で大まかに言って共通している。これらの立場によればそもそも道徳的責任は通常は成立しえないのであり、それに基づいて行われる反応的態度の道徳的实践は錯誤に基づいている。

道徳的責任懐疑論者の多くは、反応的態度が錯誤に基づいていると論じるのみならず、その放棄を推奨する議論も展開している。この種の反応的態度放棄論は大きく分けて二つに分類できる。第一の立場は、反応的態度と客観的態度の二分法を受け入れた上で、客観的態度を採用しても価値ある人間関係は毀損されないと論ずる。この立場を採用するタムラー・ソマーズ (Sommers [30]) によれば、反応的態度の擁護者は客観的態度の採用が他者を物扱いすることを含意すると考えているが、客観的態度の採用は他者を物と区別される人間として処遇することと全く矛盾せず、愛や感謝などの人間的感情も残される。

第二の立場は、客観的態度を採用することが人間関係を破壊することを認めた上で、反応的態度の放棄は客観的態度の採用には直結しないと論じる立場である。この立場を採用する代表的な論者のダーク・ペレboom (Pereboom [24]: ch. 6, 8) によれば「[道徳的責任についての] 懐疑的な見解は人間関係を脅かさず、それはむしろ道徳的憤

りや義憤などの反応的態度からの解放を通じてより良い関係を約束する」(ibid: 175——亀甲括弧内引用者)。それは、道徳的責任の観念を前提とする反応的態度の代替物として機能するものの、道徳的責任の観念を前提としない態度が存在するためである。ペレブームはそのような態度に含まれる感情として、行為に対する傷みやショックや落胆の感情や、道徳的悲しみや嘆きや配慮の感情を挙げる。これらの感情は、行為者の道徳的責任を前提としない一方、客観的態度とは区別される仕方でも価値ある人間関係を維持することに寄与する。

さらにペレブームは、この種の代替的態度は反応的態度よりも優れているとも主張する。というのも、憤りや義憤などの反応的態度は「それが向けられる人物の福利に貢献することにしばしば失敗」し、また「しばしば身体的もしくは感情的痛みを引き起こすことが意図され、そして宥めではなく破壊的な反対を引き起こしうる」ために、「関係を毀損もしくは破壊する潜在力を持っている」(ibid.: 180) ためである。その反面、行為者の道徳的責任を前提としない落胆や悲しみなどの感情はそのような危険性を持たない。道徳的責任懐疑論と整合的な代替的態度が存在し、かつそれが反応的態度の短所を回避できる上に反応的態度が担うコミュニケーション上の機能も果たすことができるのであれば、反応的態度の道徳的実践を放棄することは不合理であるとの議論には説得力がなくなる。

ガウスは、反応的態度の放棄が人間関係や社会生活の破壊には直結しないことを認めた上で、反応的態度の実践は我々の生に深く埋め込まれすぎており、その放棄は心理的に不可能であると応答するかもしれない。確かに、非常に親密な人間関係における道徳的ルールの大規模な違反に対して反応的態度を差し控えることは心理的に困難であろう。しかしながら他者の行為に対する我々の反応は、瞬間的で感情的な反応と、瞬間的ではなく理性的な反省を含んだ反応とに区別可能であり、仮に前者のコントロールが困難であったとしても後者の反応についてはある程度のコントロールが可能であろう<sup>24</sup>。ペレブーム (Pereboom [24]: 185) も指摘しているように、過去数世紀にかけて犯罪者や精神障害者や子供に対する我々の態度

には大きな変化があったのであり、従って反応的態度を差し控える形で後者の反応をコントロールする実践の積み重ねが、長期的には瞬間的な感情的反応の変化をも引き起こしていく可能性を否定することはもっともらしくない。

PJPの自動的正当化アーギュメントは、我々は反応的態度の実践に深くコミットしているためそれを退けることは実践的に思いもよらず、またそれが可能であったとしても我々が価値づけるほとんどのものの放棄を含意するために不合理であるとの前提を自明視できなければ成り立たない。しかしながら以上の批判は、この前提を疑問に付すのに十分である。ガウスは道徳的責任懐疑論による批判を全く扱っておらず、反応的態度の放棄は人間生活の崩壊に直結するというストローソンの洞察を無批判に受け継ぐ形で議論を展開している。従って、この批判に答えられない限り自動的正当化アーギュメントは成功しておらず、少なくとも道徳的責任懐疑論に回答する実質的な擁護論を展開する必要がある。

### 3.4 自動的正当化アーギュメントへの反論②：異なる反応的態度の構想の可能性

これまで反応的態度放棄論を検討してきたが、仮に反応的態度の放棄が実践的に思いもよらず、また人間関係と社会生活の破壊を含意すると考えたとしても、自動的正当化アーギュメントの成功には直結しない。というのも、自動的正当化アーギュメントが成功するためには、ガウスのPJPが反応的態度についての唯一適切な説明であるとの第二の前提も自明視できる必要があるためである。しかしながらこの点についても重要な疑義が存在する。

まず指摘できるのは、ガウスのPJPは反応的態度の理論として不適切であると直観的に考えられる例が存在する点である。ガウスの議論によれば、相当程度の推論を行っても道徳的ルールを受容できない行為者に対して反応的態度を示すことは不適切である。そうであるならばしかし、自らの行為が道徳的ルールに反していることが相当程度の推論の後でも理解できないナチ党員に対しては、それがいかに悪辣な道徳的ルールの侵害である場合にも、反応的態度を示すことが不適切となってしまう<sup>25</sup>。さらにある論者 (Baccarini [2]:



32-33) は、もしガウスの理論が正しいのであれば、ナチスは完全に正しいと信じていたと思われるゲッベルスに対する義憤の感情は不適切である一方で、ナチスの所業に良心の呵責をある程度感じていたと思われるアイヒマンに対しての義憤の感情は適切であるという反直観的な含意が生じてしまうと論じている。

この点を措くとしても、ガウスが主張する反応的態度の適切性条件については有力なオルタナティブが存在する。それは、アンドリュー・テイラー (Taylor [32]) も指摘するように、ジェイ・ウォーラス (Wallace [37]: ch. 5) の「失敗なければ非難なし (no blame worthiness without fault)」（*ibid.*: 135）原理である。この原理によれば反応的態度は、我々が受容しており、他者にもそれを課している道徳的責務を、他者が侵害した場合に適切である。つまりこの構想に従うのならば、A が B に課している道徳的責務に B が違反したのであれば、仮に B がその責務を受け入れる十分な理由を持っていないとも、A の B に対する反応的態度は適切となりうる。この反応的態度の適切性条件は先述のナチの例を説明できるのみならず、ガウスの PJP に重要な点で類似している<sup>26)</sup>。というのも、この原理はガウスの主張する反応的態度の二条件に対応する条件を備えているためである。第一に、ウォーラス (*ibid.*: 154-155) によれば憤りの反応的態度は、道徳的理由を理解・適用しそれに照らして自らの行動を統御する能力を持っていない人々に対しては適切ではない。第二に、憤りは当該の行為が理由の影響に感応的である場合にのみ適切である。従って、行為理由の影響を受けていない強迫的な行為などに対する反応的態度は不適切となる。

ガウスの反応的態度についての説明のさらなるオルタナティブは、道徳的無知についての議論からも提起される。ガウスの議論によれば、ある行為者が相当程度の推論を行った後でも社会道徳を受容することができない場合に、その行為者による社会道徳の侵害に対する憤りや義憤の感情は不適切となる。これは、推論後にも道徳的規範を受容することができない道徳的に無知な行為者に対する反応的態度の画一的禁止を意味する<sup>27)</sup>。道徳的責任を巡る議論の多くが、一定程度の条件を満たす場合には道徳的無知が引き起こした社会道徳

の侵害に対する反応的態度は不適切となると論じていることは確かである。しかし多くの論者が、現在の道徳的無知を引き起こした過去の行為の責任を問えるのであれば、現在の道徳的無知に対する反応的態度が適切となると主張していることもまた事実である。

例えば道徳的無知に対する非難はほとんど許容されないと主張するギデオン・ローゼン (Rosen [29]) であったとしても、現在の道徳的無知を引き起こす原因となった行為を、それが悪い行為であると分かった上であえて行った場合——「アクラシア (akrasia)」が存在した場合——には、現在の道徳的無知についても道徳的責任を問えるとの議論を展開している。ローゼンは、一般的な認識的状况を所与とすればアクラシアの存在について確証が得られないために、通常は道徳的無知に対する反応的態度は正当化されないとする。しかしながらこれに対し、アクラシアが存在したことを本人が告白する場合や、またアクラシアが存在したことを十分に示す状況証拠がある場合など、アクラシアの存在が明らかな場合も相当程度存在するとの指摘もある (FitzPatrick [12]: 594-599)。

また一部の論者 (FitzPatrick [12]; Harman [18]) は、アクラシアが存在しなかった場合にも道徳的無知について責任を問うことができると主張している。例えばウィリアム・フィッツパトリックは次のような道徳的無知についての原理を擁護している。

CI〔有責な無知 (culpable ignorance)〕：情況についてのものであれ規範的なものであれ、無知は、行為者の能力と社会的文脈により提供される機会を所与とすれば、それを修正し回避する方策を採ることが理にかなって (reasonably) 期待できたにも関わらず、アクラシアもしくは自信過剰、傲慢、軽慢、怠惰、ドグマティズム、無頓着、自堕落、軽蔑などの悪徳の有責な非アクラシア的な行使によりそれに失敗したのであれば、有責である。(FitzPatrick [12]: 609——亀甲括弧内引用者)

この原理によれば、例えば自らの道徳的教説の正しさについての自信過剰からその教説を修正・回

避することを怠り、倒錯的な道徳的教説を維持し続けた結果道徳的に無知な存在となった行為者（例えば自らの教説を疑う余地が十分あったにも関わらずそれを行わなかった人種差別主義者）は、その行為者が現在相当程度の推論後でも規範を受容できない場合にも、その規範の違反に対して反応的態度が適切に示されうることとなる。反対にガウスのPJPは、行為者が現在の評価基準に至った過程を無視し、現在の行為者が相当程度の推論後に規範を受容可能であることのみを反応的態度の適切性条件としている。責任を問える形で道徳的に無知な行為者に対する反応的態度は適切であるという反応的態度の構想は少なくとも直観適格的であり、ガウスの構想に対する有力なオルタナティブである。

以上、反応的態度についてのオルタナティブの理論を見てきた。反応的態度一般の放棄は不合理であるという第一の前提を仮に自明なものとして認めたとしても、PJPの自動的正当化アーギュメントが成功するためにはさらに、ガウスのPJPに沿った反応的態度の実践を放棄することが実践的に思いもよらず、また我々が価値づけるほとんどのものの放棄を含意することを自明視できなければならない。従ってガウスは、ウォーラスの提唱する適切性条件に沿った反応的態度の実践や、責任を問える道徳的無知に対する反応的態度を伴う反応的態度の実践へと移行することが実践的に思いもよらない理由を提示しなければならない。その第一の方法は、ガウスのPJP以外の説明に依拠した反応的態度に移行した瞬間に、反応的態度がこれまで保証していた価値のほとんどが喪失すると主張することである。しかしながら、単に責任を問える道徳的無知に対しても反応的態度を示す実践に移行することや、前述の通りガウスの構想に非常に類似した適切性条件を備えているウォーラスの構想に沿った実践に移行することで、反応的態度が保証していた価値が台無しになるとは考えにくい<sup>28)</sup>。また第二の方法は、我々はPJPが記述する形での反応的態度の実践に深くコミットしてしまっており、それ以外の形での実践に移行することは心理的に不可能であると主張することである。この点を示すことはしかし、反応的態度自体を放棄することは困難であるという前述の主張を擁護することよりも困難であるように思わ

れる。

以上のように自動的正当化アーギュメントは、それが成功するためには自明視しなければならない二つの前提の両方に対して深刻な疑義が存在するために成功していない。それを成功させるためには少なくとも二つの前提のさらなる実質的な擁護論が必要である。

### 3.5 ガウスのPJPに対する適理的不合意と自己論駁批判

仮に自動的正当化アーギュメントの二つの前提についての実質的な擁護論が提示できたとしよう。しかしながらそれでもなおガウスのPJPには自己論駁の問題がつきまとう。というのも、仮にガウスのPJPを擁護する実質的なアーギュメントが提示できたとして、それはガウスのいう適理的な市民の間で論争的であるためである<sup>29)</sup>。ガウスのコンバージェンスPJPは、コンセンサスPJPのラディカルな理想化を批判し、穏当な理想化のみを行うものであった。従って、理想化された適理的市民の間でも現実世界の市民の間に存在する教説的多様性の多くが残されるのであり、適理的市民の中には道徳的責任懐疑論者も、ガウスのPJPとは別の仕方でも反応的態度を理解する論者も存在し続けるであろう。

適理的市民の間での論争性が問題となるのは、それがコンバージェンスリベラリズムの正当化理由と矛盾するためである。その正当化理由は、道徳的権威主義の回避を通じて全ての道徳的人格を道徳性の要請の平等な解釈者として尊重することであった。ところがガウスのPJPは、道徳的命令の適切性条件を規定する点で明確に道徳的な内容を持つ原理であり、他のあらゆる道徳性について道徳的人格を平等な解釈者として尊重しなければならないのであれば、PJPについてもそうすべきである<sup>30)</sup>。デフォルトはPJPとその他の道徳性についての区別の欠如であり、PJPに対してのみ適理的不合意は問題とならないと主張する方が説明責任を負う。従って、この区別を支持する妥当な議論が提示できないのであれば、道徳的権威主義の回避を正当化理由とするガウスの理論が適理的不合意の対象となるPJPを理論の核心に据えることは、第二節で提示した内的不整合の問題を生じさせる。

内的不整合の問題を回避するためには、ガウスはそれ自体道徳的原理である PJP についての適理的不合意だけは問題とならないとする説明を提示しなければならない。そのような説明としては、PJP を、それ以外の道徳性とは別のレベルに位置する、一種のメタ原理としてみなすという方法が考えられる。この方法によれば、PJP は社会道徳に適用される原理ではあるが、それ自体は社会道徳ではないために、PJP に再帰性要件が適用される必要はない。ガウス (Gaus [13]: 175-178; [14]: 225-228) は本節で検討した自動的正当化アーギュメントのみならず、部分的にはこの方法も用いているようにも思われる上、ガウス以外のコンバージェンスリベラルもこの応答方法を採用している。また、本節で展開した自己論駁批判への応答に対する批判は、反応的態度に PJP を基礎付けるガウスの理論に対してのみ適用されるものであり、この点でガウスに従わないコンバージェンスリベラルの理論に対しては適用されない。従って、コンバージェンスリベラリズムは自己論駁批判に応答できないと結論づけるためには、PJP をメタ原理とみなす応答方法の成否を独立に検討しなければならない。次節ではこの応答を検討する。

#### 4. 第二の戦略：コンバージェンス PJP はそれ自体政治的アレンジメントではない

PJP の再帰性を否定する第二の戦略は PJP が、それが適用される政治的アレンジメントより高次のレベルにおいて作用するメタ原理のようなものである点を強調する。この戦略によれば、PJP は政治的アレンジメントにのみ適用されるが PJP それ自体は政治的アレンジメントではないため、PJP の再帰性の否定には何ら奇妙な点はない。以下ではまず、この戦略について概説した後、この戦略に対するフランツ・マン (Mang [22]) の批判の欠陥を指摘する。続いてこの戦略が抱える本当の問題を例を用いて説明し、この例が示す問題点の回避はコンバージェンスリベラリズムをアナキズムへと接近させてしまうと論ずる。

#### 4.1 第二の戦略の概説

PJP に対して再帰性要件は適用されないと主張する第二の戦略は、自己論駁批判は単純なカテゴリー・ミステイクを犯していると論ずる。というのも、PJP は政治的アレンジメントが正統であるためには公共的に正当化可能でなければならないという原理であるが、PJP それ自体は政治的アレンジメントの一部ではないため、PJP それ自体が正当化可能でないことには何の矛盾も存在しないからである。アンドリュー・リスター (Lister [21]) やサミール・バジャージ (Bajaj [3]) はこのような主張を明示的に行なっている。例えばバジャージは次のように述べている。

公共的正当化原理がこの〔自己論駁の〕意味で規範的に自己崩壊的であると考えすることは誤っている。その原理は、PJP が公共的に正当化されることを要求する政治的ルールの一部ではない……。原理は、政治権力の使用を通じて課される政治的ルールのみが公共的に正当化されることを要請する。そして、原理自体はそのようなルールではない。それは公共的理性リベラリズムの内部において別の役割を演ずる——それは、政治権力の行使を通じて課された政治的ルールが公共的に正当化されることを要求する道徳的原理である。(Bajaj [3]: 3140 —— 亀甲括弧内引用者)

従って、再帰性要件が PJP に適用されると主張する自己論駁批判はシンプルな錯誤を犯しているものであり、コンバージェンスリベラリズムは非常に論争的な PJP を核心的原理に据えていたとしても自己論駁には陥らないこととなる。

#### 4.2 フランツ・マンの批判とその限界

フランツ・マン (Mang [22]) は、この第二の戦略がそれ自体では成功していることを認める。しかしながらマンは、公共的理性リベラリズムが現実政治に影響を及ぼすために必要不可欠であると彼が考える以下の二つのことが行われる場合には、コンバージェンスリベラリズムは自己論駁に陥ると論ずる。第一に、コンバージェンスリベラリズムは、コンバージェンス PJP を退ける人々にそれを受容するよう道徳的命令を発する場合に



は自己論駁に陥る。これは、ガウスの構想によれば、道徳的命令を受容する十分な理由を持っていない他者に命令を発することは許容不可能であるためである。しかしながらマンは、一部の政治哲学者の間でのみ知られており、また論争的でもある公共的理性リベラリズムが現実政治に影響を及ぼすためには、他者にコンバージェンスPJPを受容するよう命ずる実践が通常は不可欠であるとする。従って、コンバージェンスリベラルが自らの理論の実現に気を配るのであれば自己論駁を免れないとマンは主張する。第二に、コンバージェンスリベラリズムは、理論の実現のために国家権力を使用する場合に自己論駁に陥る。これは例えば、公共的理性についての教育を促進するために国家権力を用いる場合などである。マンは、国家権力の使用は理論を現実の政治的实践において重要なものにするための非常に有用な手段であると考えているため、理論の実現のためには通常は避けて通ることはできないと考える。しかしながらこれは、公共的に正当化することができない権力行使を伴うために、コンバージェンスリベラリズムを自己論駁に陥らせる。

これらの批判はいずれも決定的ではない。まず第一の批判はガウスの構想以外には適用されない。前節で述べたように、ガウスの構想は、道徳的命令が依拠する社会道徳が公共的に正当化可能であることを求める点において独特である。しかしながら、コンバージェンスリベラルはこの点でガウスに従わないかもしれず、単に政治的強制のみの公共的正当化可能性を要請するかもしれない。実際に、例えばコンバージェンスリベラルの一人であるビルンガム (Billingham [5]: 559, 562n38) は、社会道徳の公共的正当化を要求する立場を明示的に退けている。ガウスの議論に従わないのであれば、PJPを退ける人々に対してPJPを受容するよう道徳的命令を発することには何の問題もなくなる。

また、第二の批判も同様に決定的ではない。それは、道徳的命令は公共的に正当化可能でなければならないというガウスの立場を採らないのであれば、国家権力を用いずにコンバージェンスリベラリズムの現実政治における影響力を高める方法が多く存在するためである。サミール・バジャージが論ずるように、市民が「同胞市民に政治的活

動において原理〔PJP〕の要請に従わなければならないことを理性的なアーギュメントを通じて説得することを含む」、「公共的に正当化された政治的秩序をもたらす維持するための民主的手続きに取り組む」(Bajaj [3]: 3144-3145——亀甲括弧内引用者) ことによって、政治権力を用いずに民主的議論の中でPJPの観念をポピュラーなものにしていくことは可能である。

このように、マンの批判は十分とは言えないのだが、その失敗は示唆的である。というのも、マンの批判が決定的ではない理由は、彼が自己論駁の問題を専ら自己適用の問題として捉えているためである。しかしながら、コンバージェンスリベラリズムが抱える自己論駁の問題を自己適用ではなく内的不整合の問題も含むものとして捉えるのであれば、それが自己適用の問題をクリアできることを指摘するだけでは自己論駁批判に答えたことにはならず、理論が内的不整合に陥っていないかも検討する必要がある<sup>(31)</sup>。内的不整合の問題とは、理論それ自体の正当化理由が理論の内容と矛盾している場合に発生する問題であり、またコンバージェンスリベラリズム一般の正当化理由は道徳的権威主義の回避であった。従って、その正当化理由と、適理的市民の間で論争的なPJPを理論の根幹に据えることが両立するか否かを検討しなければならない。

#### 4.3 PJPに対する適理的不合意の問題点とその例

PJPの特定の定式化は、現実の市民と比べて適理的市民がどれだけ理想化されているかを規定することにより、適理的市民がどのような理由を持っており、またどのような政治的アレンジメントが公共的に正当化されるかを決定する<sup>(32)</sup>。例えばクォンのようなコンセンサスリベラルは市民を大幅に理想化することによって、あらゆる適理的市民は既にリベラルな価値を受容する理由を持っているとし、他方のガウスのようなコンバージェンスリベラルは市民に対し穏当な理想化のみを施すことによって適理的市民は非リベラルなものを含む多様な教説を受け入れる理由を持つとする。PJPが規定する個別の公共的正当化のテストを「公共的正当化テスト」と呼ぼう。自由な社会の教説的多元性を所与とすれば、現実の市民は、仮にPJPの一構想を受容しているとしても相互に

異なる様々なテストを受容する。加えて、ガウスは現実の市民に対して穏当な理想化のみを施すため、理想化された適理的市民の間でも公共的正当化テストについての広い不合意は残る<sup>33</sup>。

公共的正当化テストについての不合意が適理的市民の間で存在することの含意を、例を用いて見てみよう<sup>34</sup>。カトリックである市民Aは、正しき基底の正当化原理の支持者であり、カトリックの教説に基づいた政治的アレンジメントについては真なる正当化が存在しているためそのアレンジメントは正統であると考えたとしよう。この市民Aは、進化論を公立学校で教えることを禁止する法律 $L_1$ が正統であると考えているとしよう。これに対してコンバージェンスリベラルである市民Bは、法律 $L_1$ は適切なレベルに理想化された適理的市民の間で論争的であるために公共的に正当化されえず、従って正統ではないと考える。この市民Bは、ある伝染病のワクチン摂取を義務付ける法律 $L_2$ を受容する十分な理由を適切なレベルで理想化された市民の全員が持つと考え、従って $L_2$ は正統であると考えているとしよう。また同じくコンバージェンスリベラルである別の市民Cは、適切なレベルで理想化された市民の一部が、例えば宗教的な理由から $L_2$ を受容する十分な理由を持たないために、 $L_2$ は公共的に正当化されないと考えているとしよう。この場合、市民Cの反対にも関わらず $L_2$ に基づいて政治権力を行使することは、法律 $L_1$ に基づいて政治権力を行使することと同様に権威主義的であるようにみえる。というのも、 $L_1$ に対して市民Bが反対する理由はそれを受容する十分な理由が無い適理的市民が存在するというものであったが、 $L_2$ に対しても市民Cの側から、市民Bが奉ずる公共的正当化テストを受け入れる理由が無いため $L_2$ を受容する十分な理由が無いと主張することができるためである。従って、公共的正当化テストについての適理的不合意は、受容する理由のない適理的市民に対する政治権力の行使を含意することにより、理論のそもそもの正当化理由であった道徳的権威主義の回避と矛盾し、結果として内的不整合の問題を免れることができない<sup>35</sup>。

従ってこの例が示すように、PJPの特定の定式化についての適理的不合意は、それが自己適用の問題を生み出さないとしても、内的不整合の問題

に直面する<sup>36</sup>。

#### 4.4 結合アプローチとアナキズム

一部の理論家（Billingham [5]: 549-550; Wall [36]: 168）は、内的不整合の問題を回避するための方策として「結合アプローチ（conjunctive approach）」と呼ばれる戦略が存在することを指摘している。このアプローチは、適理的市民が保持するあらゆる公共的正当化テストを「結合」し、その全てに対して公共的に正当化可能である政治的アレンジメントのみが正統であると主張する。従ってこのアプローチは、先程の例でいえば市民BとCの公共的正当化テストの両方が公共的に正当化されているとみなす政治的アレンジメントのみが正統となる。これにより、コンバージェンスリベラリズムは再帰性要件のPJPへの適用を退ける一方で、内的不整合の問題を回避することができる。

しかしながらこの戦略はさらなる問題に直面する。というのも、現実の社会においてはBとC以外にも数多くの市民が存在し、それらの市民は非常に異なった公共的正当化テストを受容すると考えられるため、あらゆる市民のあらゆる公共的正当化テストを満たす政治的アレンジメントは（仮にそれが存在したとして）ほとんどなくなってしまったためである。換言すれば、結合アプローチはアナキズムへと接近する<sup>37</sup>。これは公共的理性リベラリズムの枠組みを用いて少なくとも古典的リベラリズムの政治制度の正統性を擁護しようと意図するコンバージェンスリベラルにとっては不都合な結果である。

要約しよう。コンバージェンスリベラリズムはPJPについての適理的不合意が引き起こす内的不整合の問題に直面することにより、以下のジレンマに陥る。第一に、内的不整合の問題を真剣に受け止め結合アプローチを採用することにより、コンバージェンスリベラリズムはアナキズムに接近する。第二に、アナキズムを回避するために内的不整合の問題を無視することによりコンバージェンスリベラリズムは自己論駁に陥る。



信念を尊重することまで拡張される必要はない。(Billingham [5]: 542)

## 5. 第三の戦略：真なる正統性の原理についての適理的不合意は問題とならない——ポール・ビルンガムの非結合アプローチ

ポール・ビルンガム (Billingham [5]) は、コンバージェンスリベラリズムが自己適用の問題を避けられたとしても内的不整合の問題に直面することを認め、また内的不整合の問題を回避しようと結合アプローチを採用することがアナキズムへの接近をもたらすことも認める。しかしながら彼は——これが第三の戦略であるが——それが真なる正統性の原理であるのならば、公共的に正当化不可能な PJP を使用することは道徳的権威主義の問題を引き起こさず、従って内的不整合の問題も回避可能であると主張する。彼はこのアプローチを、結合アプローチと対照させる形で「非結合アプローチ (non-conjunctive approach)」と呼ぶ。もし彼の議論が確かであれば、コンバージェンスリベラリズムはアナキズムに接近することなしに内的不整合の批判を回避することができるであろう。

### 5.1 ビリンガムによる非結合アプローチの擁護論

ビルンガムは、前節の最後で論じたジレンマの内、結合アプローチを採用する場合にはアナキズムに接近するとの批判を受け入れる一方で、他方の公共的に正当化不可能な PJP は内的不整合の問題をもたらすとの批判を退ける。ビルンガムの主張の要点は、それが真に正しい正統性の原理であるのならば、論争的な PJP を用いることは道徳的権威主義を含意しないというものである。ビルンガムは次のように書いている。

コンバージェンスリベラリズムは、公共的正当化についての正しい説明は法が公共的に正当化されていないと一部の市民が信じている場合にも従われるべきであると主張しなければならない。ウォールの意見とは異なるが、これは道徳的権威主義ではなく、従って見解を内的に不整合にすることはない。市民自身の信念と価値を尊重することに対するコミットメントは市民の正統性それ自体についての

なぜ非結合アプローチは道徳的権威主義の問題を引き起こさないであろうか。彼の応答は、「[コンバージェンスリベラルは] 市民の評価基準とその正当化に関わる理由を尊重することを主張するのであって、正統性もしくは自らが持っている理由についての信念を尊重するとは主張していない」(ibid.: 553 —— 亀甲括弧内引用者) というものである。換言すれば、コンバージェンスリベラリズムは、諸種の政治的アレンジメントの良し悪しを判断する市民の信念と、それらアレンジメントの正統性の判断——つまりそのアレンジメントに基づいた政治権力行使の許容可能性についての判断——に関わる市民の信念とを区別し、前者のみを尊重するものとして理解される。コンバージェンスリベラリズムをそもそも市民の正統性についての信念を尊重することにコミットしていない理論として理解するのならば、論争的な正統性の原理の使用は理論のそもそもの正当化理由と矛盾しない。そのため PJP の特定の定式化についての適理的不合意は、「何が公共的正当化の正しいテストであり、PJP の正しい特定化であるかについては事実が存在する」(ibid.: 556) ため問題とならない。PJP の真なる定式化を受容しない市民は、単に正統性の誤った原理を受容しているのであり、誤った正統性の原理についての市民の信念には配慮する必要がない。

この点を踏まえてビルンガムは、前節で取り上げた例について、市民 B の公共的正当化テストが正しい正統性の原理であると仮定するならば、市民 C の公共的正当化テストでは  $L_2$  が公共的に正当化されていなくとも、市民 C に対する  $L_2$  に基づいた政治権力の行使は道徳的権威主義の回避と矛盾しないと主張する。彼によれば、市民 B の  $L_1$  に対する反論と市民 C の  $L_2$  に対する反論は質的に異なっている。というのも、市民 B の公共的正当化テストが正しいのならば、市民 B の  $L_1$  に対する反論は正統性の誤った原理を正しく批判するものである一方で、市民 C の  $L_2$  に対する批判は正統性の正しい原理を誤って批判するものであるためである。正しさ基底の正当化原理は「正当化されない仕方て人々を強制する正統性

についての誤った見解である」(ibid.: 557) ため、市民BのL<sub>1</sub>に対する反論は妥当であるのに対し、市民Bの奉ずるPJPは正統性の真なる原理であり、真に人々を自由で平等な存在として処遇するために、市民CのL<sub>2</sub>に対する反論は妥当ではない。

## 5.2 ビリンガムのアーギュメントの問題点

ビリンガムのアーギュメントは十分ではない。適理的不合意の対象となるPJPを使用することが内的不整合の問題を引き起こさない理由としてビリンガムが挙げるのは、コンバージェンスリベラリズムはそもそも正統性についての市民の信念を尊重する理論ではないという点であるが、この説明には肝心の点が欠けている。必要となるのは、市民の正統性についての信念を尊重しないことがコンバージェンスリベラリズムのそもそもの正当化理由である道徳的権威主義の回避と矛盾しないのかという問いへの答えである。

ビリンガム(Billingham [5]: 542, 546)も認めている通り、コンバージェンスリベラリズム一般の正当化理由は、市民を道徳性の要請の平等な解釈者として尊重するために道徳的権威主義を回避することであった。そして、PJPもその一つである正統性の原理は、政治権力の行使が道徳的に許容可能である条件を詳らかにするという意味で、明らかに道徳的な内容を持った原理である。従って、市民を道徳性の要請の平等な解釈者として尊重するという正当化理由は、ストレートに考えれば正統性の原理についても市民を平等な解釈者として尊重することを要請する<sup>38)</sup>。デフォルトは正統性の原理とその他の道徳性の区別の欠如であり、仮にその区別を正当化する議論が潜在的には可能であったとしても、そのような議論は、他のあらゆる道徳性については人々を平等な解釈者として尊重しなければならない一方で、正統性の原理についてだけはそうしなくてよい十分な論拠を提示しなければならない。説明責任はPJPについての適理的不合意だけは例外であると主張する側が負う。その説明がないのであれば、適理的市民が不合意に至るPJPは道徳的権威主義を含意し、従ってコンバージェンスリベラリズムを内的不整合の問題から自己論駁的にする。

この点についてビリンガムは、コンバージェンスリベラリズムは正統性についての市民の信念だ

けは尊重しなくとも良いとのアサーションを行っているだけである。彼は「コンバージェンスリベラリズムは正統性についての全員の見解がそれ自体尊重されなければならないと考えることはできない」、また「コンバージェンスリベラルは公共的正当化についての不合意に対して非結合アプローチを採らなければならない、これが道徳的に権威主義的であるという主張を退けなければならない」(ibid.: 555 — 強調引用者)と繰り返し論じているが、これらの「できない」や「なければならない」を支持する理由は何であろうか。ビリンガムが正統性についての道徳的不合意を特別視する説明を提示していないことに鑑みれば、その唯一の理由は、もしそう考えないとしたらコンバージェンスリベラリズムは自己論駁に陥るというものの以外には考えられない。しかしながら「Aでなければ理論が成り立たないためAである」との議論は明らかに異論を招く程にアドホックである。

従って、ビリンガムは適理的市民が不合意に至るPJPが道徳的権威主義を含意しないことを示せておらず、そのような説明がない限り、結合アプローチを採用してアナキズムへの接近を受け入れることが内的不整合の問題を回避しうる唯一の方法であり続ける。

## 結 論

本稿では、再帰性要件がPJPに適用されないことを示す三つの戦略を検討した。第一の戦略は、PJPは我々が深くコミットしている道徳的実践の記述であるために公共的に正当化される必要はないと主張する。この戦略は、それが成功するために自明視しなければならない前提に対して深刻な疑問が存在するため成功していない。第二の戦略は、PJP自体は政治的アレンジメントではないため再帰性要件はPJPには適用されないと主張する。この応答は、公共的に正当化不可能なPJPは自己適用の問題を回避できたとしても内的不整合の問題を含意するため失敗する。第三の戦略はPJPの真なる定式化についての適理的不合意は道徳的権威主義を含意しないと主張する。この戦略は、

正統性の原理についての不合意をその他の道徳性についての不合意から区別するアーギュメントが提示されていないことから失敗する。再帰性要件がPJPに適用されることを否定する論者が提示している主な戦略は本稿で検討した三つに限られるため、全く別の戦略が新たに提示されない限りコンバージェンスリベラリズムは自己論駁批判を免れることはできない。

最後に、今後の展望について簡単に触れたい。本稿ではコンバージェンスリベラリズムによる自己論駁批判への応答が失敗すると論ずる一方で、コンセンサスリベラリズムも自己論駁批判によって退けられるか否かは検討しなかった。上述のように、自己論駁批判に対する公共的理性リベラリズムの側からの応答には、再帰性要件がPJPに適用されないことを示す本稿で検討した応答以外に、あらゆる適理的市民がPJPを受容するためにPJPは再帰性要件を満たすことができるとの応答も考えられる。穏当に理想化されただけのあらゆる市民がPJPを受容するとは考えにくいために、公共的正当化の名宛人に対して穏当な理想化のみを施すコンバージェンスリベラルにはこの応答は不可能であるように思われる一方で、名宛人を大きく理想化するコンセンサスリベラルにはその余地があるように思われる。従って、自己論駁批判がコンバージェンスリベラリズムのみならずコンセンサスリベラリズムをも退けるか否かを明らかにするためには、PJPは再帰性要件を満たすことができるために公共的理性リベラリズムは自己論駁を免れるとの応答の成否を検討しなければならないが、これについては稿を改めて検討したい。

#### [注]

- (1) 公共的理性リベラリズムの諸構想については Quong [26] を参照。また公共的理性リベラリズム一般に対する批判的検討を行っている邦語研究としては米村 [38] を参照。本稿では「公共的理性リベラリズム」という言葉を、第一節で詳述する公共的正当化原理を核心的原理とするあらゆる理論の総称として用いる。
- (2) コンセンサスリベラリズムについては、例えば Lister [20]; Quong [25]; Rawls [27] を参照。
- (3) コンバージェンスリベラリズムについては、例えば Billingham [4]; Gaus [14]; Vallier [33] を参照。

- (4) 自己論駁批判については Copp [7]: 248-254; Enoch [9]: 170-173; Mang [22]; Raz [28]: 28-32; Wall [35]; [36] を参照。
- (5) 管見の限り、「再帰性要件」というタームは Gaus [13]: 175 で用いられたのが最初である。
- (6) 例えば Estlund [10] は決定手続を、Quong [25]: 273-287 は個別の法を公共的正当化の対象としている。
- (7) この点を最も明確に論じているのがチャールズ・ラーモアである。Larmore [19] を参照。
- (8) 「正しき基底的正当化」というタームは Wall [35]: 386 を参照した。
- (9) この批判については Gaus [15]; Vallier [33]: ch. 4-5 を参照。
- (10) この例は Lister [21]: 69-70 を参照した。
- (11) コンバージェンスリベラルによるコンセンサス PJP に対する二つの修正は、共に PJP を自由な社会における教説の多元性に対してより感応的にしようとする点で同じ方向を向いているといえるが、相互の概念的な結びつきは存在せず、一方の修正に必ず他方の修正が伴うわけではない。従って、穏当な理想化もしくはインテリジビリティ要件の一方のみを採用する公共的理性リベラリズムの構想も（そのような理論を展開している論者はいないものの）概念的には可能である。以下で述べるように、コンバージェンスリベラリズムが自己論駁的である理由は穏当な理想化に求められるために、穏当な理想化を排した修正版の構想は自己論駁批判を免れる可能性がある。
- (12) Billingham [5]: 547, 562n26; Vallier [33]: 32-33; [34]: 351, 358; Wall [36]: 163-164 を参照。
- (13) 例えば Arneson [1]; Enoch [8]; Raz [28]; Wall [35] は正しき基底的正当化原理を受容している。
- (14) この定式化は Vallier [34]: 354 を一部参照した。
- (15) この応答方法については Estlund [10]: ch.3; [11]: 362-365; Lister [21]; Quong [25]: 235n34, 250 を参照。
- (16) この応答方法については, Bajaj [3]; Billingham [5]; Gaus [14]: 225-228; Vallier [34] を参照。また Lister [21] は、公共的理性リベラリズムの「理由モデル」と「強制モデル」を区別し、前者はここでいう第一の応答方法が、後者は第二の応答方法が可能であると論じている。
- (17) 用語法は異なっているものの、Estlund [10]: 54 は第一の問題と第二の問題を区別している。また、第二の問題と第三の問題の区別については Billingham [5]: 561n23; Vallier [34]: 361-362n28 を参照。
- (18) この例は Estlund [10]: 53 を参照した。
- (19) Gaus [14]: part 1 (特に第4章) を参照。ガウスは自己論駁批判に対して次節で検討する第二の戦略を用いて応答していると解釈する論者も存在するが、Quong [26]; Taylor [32]; Vallier [34]: 350 などは第一の戦略を採用していると解釈している。本稿はいず



れの戦略も失敗すると論ずるため、仮にガウスの自己論駁批判に対する応答の主眼が第二の戦略であったとしても彼の理論は自己論駁を免れない。

- (20) 周知のように「反応的態度」というタームはP・F・ストローソン (Strawson [31]) によって最初に用いられ、またガウスの議論はストローソンの議論に大きく依拠している。
- (21) ガウスのPJPはa) 正当化の対象に政治的アレンジメントではなく社会道徳を据える点とb) 政治権力行使の正統性条件ではなく社会道徳に基づいた道徳的命令の適切性条件を規定する点で他のPJPと異なる。
- (22) ガウスは「この〔反応的態度の〕枠組みなしには人間社会はもはや不可能である」(Gaus [14]: 193——亀甲括弧内引用者)とまで書いている。
- (23) 道徳的責任懐疑論についてはCaruso [6]を参照。
- (24) この二つの反応の区別についてはNichols [23]; Pereboom [24]: 181-182を参照。
- (25) ナチの例についてはBaccarini [2]: 32-33; Taylor [32]: 104を参照。
- (26) この点についてはTaylor [32]: 108-109を参照。
- (27) ガウスが道徳的無知の問題を看過している点はEnoch [9]: 163n25も指摘している。
- (28) この点はTaylor [32]の議論を参照した。また、ガウスが主張する反応的態度の適切性条件に代わってウォーラスが主張する適切性条件を組み込む形でガウスの理論を再構築すれば問題点が回避できると思われるかもしれない。しかしながら、ウォーラスの議論においては、反応的態度の受け手が穏当な理想化を経ても所与の道徳的規範を受容できない場合にも反応的態度が正当化されるために、ウォーラスの適切性条件を組み込んだ理論はもはやコンバージェンスリベラリズムとは呼べないと思われる。
- (29) ガウスは自らのPJPが依拠するストローソンの主張の論争性を認めている (Gaus [16]: 79; [17]: 9)。
- (30) この点についてはWall [36]: 166-167も参照。
- (31) Vallier [34]: 362n28は「公共的正義の要請に伏在している価値が、公共的正義の要請がそれ自体公共的に正当化されていないケースにおいてその要請を適用することと一般的に比べて緊張関係にあるとのより緩い反論については扱わない」と書いており、内的不整合の問題は意識的に回避しているように思われる。しかしながら、ヴァリアが当該論文で応答しようとしているWall [36]の批判の要点は自己適用の問題ではなく内的不整合の問題であったために、後者の問題を看過した応答は不十分である。
- (32) この点はBillingham [5]: 550-554; Wall [36]: 164-165も指摘している。
- (33) 公共的正当化テストについての不都合が存在することはガウス (Gaus [16]: 79-80) 自身認めている。
- (34) 以下の例はBillingham [5]: 547-549を参照した。

ピリングガムの例はWall [36]: 165-167を参照している。

- (35) この点についてはWall [36]: 164-167も参照。
- (36) Bajaj [3]: 3143とVallier [34]: 354は、PJPに対して適理的不都合がある場合にも、適理的市民は通常はPJP以外の理由から政治的アレンジメントを受容するために問題とはならないと論じている。しかしながらこの応答は、PJPに対する適理的不都合の含意を看過している。それは、特定のPJPが理想化のレベルを規定することによって初めて適理的市民が持つ理由が何であるかが明らかになるため、彼らの議論は、適理的市民が既に特定のPJPについて合意していることを前提にしなければ成り立たないためである。
- (37) この点はBillingham [5]: 549-550; Wall [36]: 168を参照。もちろん、実際に結合アプローチがアナキズムに陥るか否かは、所与の社会における市民の教説の多元性についての経験的事実に依存する。しかしながら、コンバージェンスリベラルが前提とする多元的な社会においては、結合アプローチによって正当化される政治的アレンジメントは相当程度限られるように思われる。一例を挙げれば、私有財産権のような古典的リベラリズムの中心的権利であったとしても、穏当な理想化によってあらゆる市民が自らの教説を受け入れる理由を持つと考える共産主義者が一人でも社会に存在する場合には公共的に正当化されなくなってしまう。また、仮にある種の経験的条件を備えた社会においては相当程度の政治的アレンジメントが正当化されうるとしても、非常に多元的な社会においても古典的リベラリズムの政治的アレンジメントが一般的に公共的に正当化可能であるとのコンバージェンスリベラリズムの主張の成否が不安定な経験的条件に依存してしまうことは理論上の大きな欠陥になるように思われる。
- (38) これに対し、公共的正当化可能性を正統性の条件にしない正しき基底の正当化の支持者 (先述の例の市民A)の正統性に関する信念は明らかに「道徳的権威主義の回避」と矛盾するために、それを無視することは正当化理由と矛盾しないと主張されるかもしれない。しかしながら非結合アプローチは、先述の例における市民Bの奉ずる公共的正当化テストが正しかった場合の市民Cの正統性についての信念のように、公共的正当化可能性を追求する形で道徳的権威主義の回避を真剣に行おうとする市民の信念をも無視されてしまうことを含意している。

#### [参考文献]

- [1] Arneson, R. (2014). Rejecting the Order of Public Reason. *Philosophical Studies*, 170(3), 537-544.
- [2] Baccarini, E. (2013). Having a Reason and Distributive Justice in *The Order of Public Reason*. *European Journal of Analytic Philosophy*, 9(1), 25-51.
- [3] Bajaj, S. (2017). Self-Defeat and the Foundations of

- Public Reason. *Philosophical Studies*, 174(12), 3133-3151.
- [4] Billingham, P. (2016). Convergence Justification Within Political Liberalism: A Defence. *Res Publica*, 22(2), 135-153.
- [5] Billingham, P. (2017). Convergence Liberalism and the Problem of Disagreement Concerning Public Justification. *Canadian Journal of Philosophy*, 47(4), 541-564.
- [6] Caruso, G. (2018). Skepticism about Moral Responsibility. In Zalta, E. N. (ed.) *Stanford Encyclopedia of Philosophy*. URL = <https://plato.stanford.edu/entries/skepticism-moral-responsibility/>. (最終閲覧日: 2019年11月9日)
- [7] Copp, D. (2011). Reasonable Acceptability and Democratic Legitimacy: Estlund's Qualified Acceptability Requirement. 121(2), 239-269.
- [8] Enoch, D. (2009). On Estlund's Democratic Authority. *Iyyun - The Jerusalem Philosophical Quarterly* 58, 35-48.
- [9] Enoch, D. (2013). The Disorder of Public Reason. *Ethics*, 124(1), 141-176.
- [10] Estlund, D. (2008). *Democratic Authority: A Philosophical Framework*. Princeton: Princeton University Press.
- [11] Estlund, D. (2011). Reply to Copp, Gaus, Richardson, and Edmundson. *Ethics*, 121(2), 354-389.
- [12] FitzPatrick, W. (2008). Moral Responsibility and Normative Ignorance: Answering a New Skeptical Challenge. *Ethics*, 118(4), 589-613.
- [13] Gaus, G. (1996). *Justificatory Liberalism; An Essay on Epistemology and Political Theory*. Oxford: Oxford University Press.
- [14] Gaus, G. (2011). *The Order of Public Reason: A Theory of Freedom and Morality in a Diverse and Bounded World*. New York: Cambridge University Press.
- [15] Gaus, G. (2012). Sectarianism without Perfection?: Quong's Political Liberalism. *Philosophy and Public Issues*, 2(1), 7-15.
- [16] Gaus, G. (2013). On Theorizing about Public Reason. *European Journal of Analytic Philosophy*, 9(1), 64-85.
- [17] Gaus, G. (2015). On Dissing Public Reason: A Reply to Enoch. *Ethics*, 125(4), 1078-1095.
- [18] Harman, E. (2011). Does Moral Ignorance Exculpate? *Ratio*, XXIV(4), 443-468.
- [19] Larmore, C. (1999). The Moral Basis of Political Liberalism. *The Journal of Philosophy*, 96(12), 599-625.
- [20] Lister, A. (2013). *Public Reason and Political Community*. London: Bloomsbury.
- [21] Lister, A. (2018). The Coherence of Public Reason. *Journal of Moral Philosophy*, 15(1), 64-84.
- [22] Mang, F. (2017). Public Reason Can be Reasonably Rejected. *Social Theory and Practice*, 43(2), 343-367.
- [23] Nichols, S. (2007). After Incompatibilism: A Naturalistic Defense of the Reactive Attitudes. *Philosophical Perspectives*, 21, 405-428.
- [24] Pereboom, D. (2014). *Free Will, Agency, and Meaning in Life*. Oxford: Oxford University Press.
- [25] Quong, J. (2010). *Liberalism without Perfection*. Oxford: Oxford University Press.
- [26] Quong, J. (2017). Public Reason. In Zalta, E. N. (ed.) *Stanford Encyclopedia of Philosophy*. URL = <https://plato.stanford.edu/entries/public-reason/>. (最終閲覧日: 2019年11月9日)
- [27] Rawls, J. (2005). *Political Liberalism expanded ed.* New York: Columbia University Press.
- [28] Raz, J. (1998). Disagreement in Politics. *American Journal of Jurisprudence*, 43, 23-52.
- [29] Rosen, G. (2004). Skepticism about Moral Responsibility. *Philosophical Perspectives*, 18, 295-313.
- [30] Sommers, T. (2007). The Objective Attitude. *The Philosophical Quarterly*, 57(228), 321-341.
- [31] Strawson, P. F. (2008). *Freedom and Resentments and Other Essays*. New York: Routledge.
- [32] Taylor, A. (2018). Public Justification and the Reactive Attitudes. *Politics, Philosophy and Economics*, 17(1), 97-113.
- [33] Vallier, K. (2014). *Liberal Politics and Public Faith: Beyond Separation*. New York: Routledge.
- [34] Vallier, K. (2016). Public Reason is not Self-Defeating. *American Philosophical Quarterly*, 53(4), 349-363.
- [35] Wall, S. (2002). Is Public Justification Self-Defeating? *American Philosophical Quarterly*, 39(4), 385-394.
- [36] Wall, S. (2013). Public Reason and Moral Authoritarianism. *The Philosophical Quarterly*, 63(250), 160-169.
- [37] Wallace, J. (1998). *Responsibility and the Moral Sentiments*. Cambridge, MA: Harvard University Press.
- [38] 米村幸太郎 (2017) 公共的理由アプローチの拡散と展望: クォンとヴァリエの場合. 『横浜法学』 26(1), 95-124.



# 高度成長期後半の石油化学産業における誘導品の設備投資調整

——中低圧法ポリエチレン，スチレンモノマー，エチレンオキサイドを事例に——

長井景太郎\*

## 要 旨

本稿では、高度成長期後半の石油化学産業における誘導品の設備投資調整の実態について、中低圧法ポリエチレン，スチレンモノマー，エチレンオキサイドを事例に検討する。具体的には、業界内の調整機関である各誘導品委員会，業界と通産省との間で開催される各誘導品分科会での議論を中心に分析を行ない、斯業において中規模な設備が大型化され、企業の新規参入が相次ぐ過程を紐解く。

業界内の調整は、既存企業が積極的な設備投資を計画したことや、後発企業が先発企業に生産規模の面で後れを取らないよう計画を打ち立てた等の理由により、難航していたことが明らかになった。

業界と通産省との調整からは、基本的に業界は既存企業間のみで増設を達成したいと考えていたのに対し、通産省は業界に新規参入を認めさせていたことが明らかになった。一方エチレンオキサイドの事例からは、通産省が設備の年産能力を規定したことにより、業界間の調整が困難となったことが明らかになった。

## 1. はじめに

高度成長期の日本は、その名に冠された通り急激な経済成長を遂げた。1980年代にはいと、

急成長の要因について、ジョンソン [17] や沖本 [16] は通商産業省が実施していた産業政策の役割を強調した。一方小宮 [9] は、産業政策の影響を否定的にとらえ、民間企業や市場の役割を指摘した<sup>(1)</sup>。前者は政治体制や通産省の側の視点に立脚しているのに対し、後者は主に経済学というツールを用いて分析を行っていることに特徴がある。他方経済史の分野では、産業政策について、産業ごとの個別具体的な政策の展開を分析することで、それぞれの局面に政策が果たした意義や、問題点を明らかにしてきた。通産省の産業政策の影響下にあった産業は枚挙に暇がないが、幼稚産業保護の観点から産業政策が実施された代表的なものとして石油化学産業がある。石油化学産業には、様々な産業政策が実施されていたが、特に注目を集めたのがエチレン年産30万トンの基準（以下30万トン基準）と呼ばれる設備投資調整政策であった。

投資調整政策は、過当競争を防止するために企業に設備投資の抑制を迫る目的で設定された。石油化学産業は装置産業であり、設備を大型化して規模の経済を発揮させることが、生産コストを下げるために必要となる。日本の石油化学産業では多くの生産技術を欧米諸国から輸入する必要があり、戦後復興期に制定された外資法を権限として通産省は企業が実施する設備投資に介入することができた。そのことが官民の設備投資調整を可能としていた。1967年6月に制定された30万トン基準は、設備を大型化させる意図から、これまで10万トンであった設備の下限能力を一挙に上げた政策であった。30万トン基準が直接的な原因となり、オイルショックに先駆けた1972年に過剰設備が業界として顕在化し、カルテルが締結され

\* 早稲田大学大学院経済学研究科博士後期課程

た。

30万トンの基準に関する研究は、1990年代に実施された、分析主体を企業集団や業界団体及び政府に分け、それぞれが「企業の競争力や成長力の増進にいかん貢献したかを検討」した橋川 [7] や、30万トンの基準制定前後の各社の新增設計画の差分を検討した平井 [26] などがあるが、近年でも積極的に行われている。平野 [27] は、「30万トン基準が多数の設備建設を促した実態及びプロセスに関してはこれまで明らかにされることはなかった」(29頁)との問題意識にたち、後述する協調懇談会において使用されていた資料を検討することで、エチレンの需要予測の運用システムと過剰設備との関係を論じた。その平野に批判的見解を示した橋本 [25] は、30万トンの基準を契機として需要予測によって与えられる新增設備の分配といったマクロ的な調整ではなく、個別のコンビナートごとに審査が行なわれるミクロ的な調整へと認可システムが変化しているとし、通産省は「主に原料ナフサの手当てと誘導品需要の構成に問題がなければ原則認可」(41頁)したと主張した。長井 [21] は、両者とは異なる資料を使用し橋本説を支持したうえで、各企業のより詳細な認可過程を分析することで30万トンの基準のクライテリアには、「原料ナフサの手当てと誘導品需要の構成」だけでなく資金調達や採算性、公害防止面も考慮されていたと主張した。

平野論文に批判的見解を示した橋本論文や、それらの主張を再検討した長井論文の研究結果を踏まえると、30万トンの基準が運用されていた時期には、エチレンの設備投資計画の認可にあたり通産省は、最初に枠を決めて企業に割り振るのではなく、企業ごとに計画の妥当性を審査していたことがわかる。とはいえ、企業間がどのように交渉を行っていたか、またそれに通産省がどのように関与したかについては、個別交渉を前提としたエチレンの投資調整からでは見えてこない。以上の点を検討するために、誘導品の設備投資調整を分析することが有効である。誘導品の投資調整では、誘導品ごとに、業界側の機関として委員会が設立され、そこでの議論が業界と通産省との間で開催される分科会に持ち込まれた。こうした点を検討することで、当該期の各誘導品における企業間の投資調整が、円滑に進行したのかどうか、そして各企業

の利害調整において、通産省はどのような役割を果たしたのかを明らかにすることにつながると考えられる。

誘導品の投資調整を対象とした先行研究はほとんど存在しないが、例外的に長井 [20] がある。長井 [20] は、1962年から1964年までの高度成長期前半の、民間企業主体で進行したいくつかの誘導品の投資調整について検討し、投資調整がうまく機能するか否かについて、当該する誘導品の生産量と生産社数が大きな影響を与えていたと指摘した。なお、長井 [20] の分析の枠組みは、橋川 [8] に規定されている。橋川 [8] は、電力産業や石油産業といった産業ごとの政策の検討を通じ、業界が持つ秩序化、調整能力によって政府の出番は異なるという大枠を提示した。長井は、橋川のいう秩序化、調整能力が誘導品ごとに異なっていると的前提に立ち、議論を精緻化しようと試みたのである。本稿の分析と長井 [20] と合わせることで、高度成長期の誘導品の投資調整を通して理解することが可能となるほか、橋川 [8] の議論の妥当性を、長井 [20] の時期より進んで確認することにもつながると考えられる。

また、岡崎 [4] は近年経済学の分野においても、イノベーションなどに対する関心から、産業政策が注目を集めているとし、その根拠として近年海外ジャーナルで特集が組まれたことや、有名ジャーナルに掲載された本数が増加傾向にあることを指摘した。もっとも、岡崎は投資調整について特別言及しているわけではないし、経済学的な定量分析と本稿で扱う定性分析とは視角は異なる。しかし上述の通り、投資調整は当時の日本の産業政策としては極めて大きな意義をもっており、その歴史的な事象の機微を捉える作業を行うことによって、今日の政策を考えるうえでの有益な示唆が得られるのではないかと考えられる。

本稿では数ある誘導品の中から、中低圧法ポリエチレン、エチレンオキサイド、スチレンモノマーを対象とする。その理由は、官民の投資調整が行われる協調懇談会の下部組織として設けられた誘導品分科会にこれらが含まれているからである。本来はエチレン消費量が非常に高い高圧法ポリエチレンを含めるべきであろうが、本稿で分析する時期にはすでに企業の自主性にそった、弾力的な調整が業界として行われており（石油化学工業協

会 [15] 367 頁), 通産省の関与の度合いは低かったと考えられる。本稿の分析視覚のひとつとして設定する, 業界と通産省との関係の解明という観点からは上記3つの誘導品を対象とすることが先決であると考えた。高压法との比較については興味深い論点ではあるが, 今回は扱わないこととする。

本稿では, 差し当たり30万トンの基準が制定され, 設備投資調整に関する活発な議論が展開されたと考えられる1967年から1970年までを分析期間と定める。分析期間を1970年に区切る理由は, 1969年末の認可で30万トンの設備は一巡すること, 及び1970年秋口より石油化学製品の需要の伸びが鈍ることとなる(平野 [28] 139 頁)ため, 以降の議論は比較的低調に進んだのではないかと考えられるからである<sup>(2)</sup>。

後述するように, 基本的に協調懇談会と各誘導品委員会での討議はフリートークングだったと考えられ, 議事録などは管見の限り確認できないが, その内容については当時の業界誌に記されているので, 本稿では『化学工業日報』[6]と『化学経済』[5]を中心に使用した。

## 2. 高度成長期の石油化学工業概要

### 2.1 胎動期の石油化学工業

日本で初めて本格的に石油化学製品の国産化を意図したのは, 東海硫酸, 日豊化学, 日本曹達であり, 1949年6月から1950年8月の間に計画を立てたものの, それらの計画は流動的であり中止されることとなった。その後, 合成樹脂や合成繊維といった石油化学製品の輸入の進行や, 石油化学の原料を供給する石油精製業の急速な成長などを背景に, 1953年から1955年にかけて石油化学工業の事業化を計画する企業が増加した(石油化学工業協会 [14] 42-47 頁)。

1955年7月に通産省は「石油化学工業の育成対策」を省議決定し, これ以降日本開発銀行による低金利融資や, 輸入関税の免除, 生産設備の特別償却といった措置や旧軍燃料廠の払い下げが正式に決定されることとなった。通産省によって外資の導入を認可された企業は, 多くの技術的困難

に苦しみながらも, 1957年2月から1960年5月にかけて生産を開始した。ここまでの日本の石油化学産業の一連の展開は, 石油化学第一期計画と呼称されている。(石油化学工業協会 [14] 61, 68-70, 88-91, 163-164 頁)。

第一期計画から生産を開始した企業は, 高压法ポリエチレンを中心とする石油化学製品に対する旺盛な需要に支えられ, 順調なスタートを切ることになった。その結果, すでに生産を開始している企業は既存設備の大型化を希望するようになり, 新たに石油化学に新規参入を希望する企業も増加した。生産各社の新增設計画を取りまとめるために, 通産省は1959年12月に「今後の石油化学工業企業化計画」を発表した。その決定をもとに各社の新增設計画が認可され, 日本の合計エチレン年産能力は飛躍的に増加した。「今後の石油化学工業企業化計画」から協調懇談会開催までの石油化学産業の展開は, 石油化学第二期計画と呼称されている(石油化学工業協会 [14] 115-121, 178 頁)。

このような草創期の日本の石油化学産業の順調な発展の裏側で, 当時の日本は貿易自由化に舵を切りつつある状況にあった。1963年に通産省は, 石油化学含むいくつかの産業の国際競争力の強化を, 官民で志向するため特定産業振興臨時措置法案を国会に上程したが, 実現することはなかった。石油化学業界は上記法案の制定を支持していたため, 1964年12月に協調懇談会が誕生した(石油化学工業協会 [14] 174-191 頁)。

### 2.2 協調懇談会以降の石油化学工業

通産省の代表から2名, 業界より3名, 開銀など第三者の3名より構成される協調懇談会には, 下部機構として高压法ポリエチレン, 中低压法ポリエチレン, エチレンオキサイド・エチレングリコール, スチレンの4つの誘導品分科会が設置された(通商産業政策史編纂委員会編 [18] 348 頁)<sup>(3)</sup>。さらに誘導品分科会の業界側の機関として, 石油化学工業協会内に各誘導品委員会が設置された(化学工業日報社 [6] 1969年2月5日)。当該する誘導品を生産する企業で構成された各誘導品委員会では, 主に分科会が開催される前に各社の増設調整を実施していた。設備投資調整の方法について, 本稿で対象とする当該期中の低圧法ポリエ



チレン, エチレンオキサイド, スチレン委員会は、基本的には  $t+4$  年の需要を推定, その値を適正だと考えられた稼働率で除し同年に必要な能力を算出し, 必要能力からその時点の業界全体の能力, 及びそれと認可済み能力の合計を差し引いた数値を, 増設枠として生産企業や新規参入を希望する企業に割当てていた。

協調懇談会がどのように進行したかについて, 平野 [28] は 84 頁にてある特定の回においては最初に通産官僚が説明し, その後はフリートーキングであったことに言及している。また, 1967年9月20日の『化学工業日報』[6]には, 誘導品委員会も同様にフリートーキングで進んだことが記されている<sup>(4)</sup>。協調懇談会と各誘導品委員会においては, 需要予測を参照し, 口頭で意見交換がなされ調整が実施されていたのだと考えられる。

前述の通り 1965年1月の協調懇談会では 10万トンの基準が制定されたが, そこでは将来需要の設定や認可方針, 誘導品計画を認可する際に重視する点などが決定された。そして 1967年6月の協調懇談会では, 30万トンの基準が制定された。基準制定について通産省は, 海外企業の設備の大型化が著しいので, 日本の石油化学産業として更なる大型化を進める必要があること, 企業には「自己責任に徹した慎重な判断がのぞまれること」, そして外資法の運用にあたって, 「関係企業の自己責任に立脚する自主的な意思」を尊重することを説明した(通商産業政策史編纂委員会編 [18] 351-352頁)。

30万トンの基準制定当時に通産省第一化学課長を務めていた天谷直弘は, エチレンと比較して誘導品がなぜ自由化されなかったのかという記者の質問に対し, 「どの企業も 30万トン計画で強行されると困るので, ここしばらくは誘導品をブレーキとしてお」くと回答した(化学経済研究所 [5] 1967年8月号, 64頁)。天谷は, 誘導品の投資調整を通じて, 30万トンの計画をコントロールしようと考えていたのである。

30万トンの基準の制定後, 日本に9つの30万トンのエチレンプラントが建設され, 各石油化学製品の供給能力は飛躍的に上昇したものの, 1970年ごろより供給過多となり, その後も徐々に稼働率が低下していったことから, 1972年4月に業界初となるカルテルが締結されることとなった。

### 3. 高度成長期の中低圧法ポリエチレン, スチレンモノマー, エチレンオキサイドの生産概要<sup>(5)</sup>

前述の通り, 石油化学工業の基礎製品は, 様々な誘導品(中間製品)として使用される。次に, 高度成長期における主要なエチレン系誘導品のエチレン消費量の推移を図1に示し, 本稿で扱う誘導品の生産概要を確認していく。なお, 同図のエチレン消費量は, 各誘導品の  $t$  年におけるモデルプラントのエチレン消費の原単位を, 各誘導品の  $t$  年における生産量とかけて算出している。

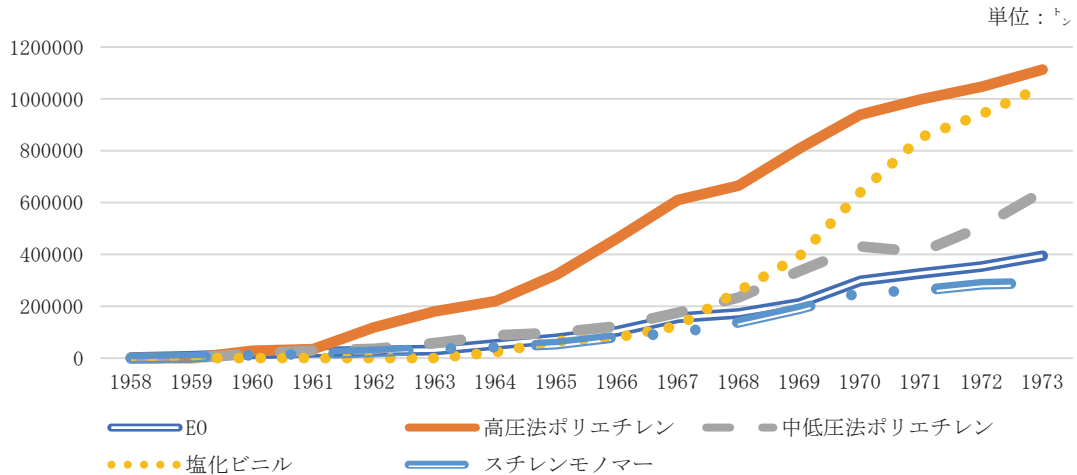
1958年に三井石油化学が, 日本で初めて中低圧法ポリエチレンの生産を開始した。硬質で半透明という物性をもつ中低圧法ポリエチレンは, もともとポリバケツやごみ容器といった日用品や, シャンプーや家庭用洗剤などの軽量容器として使用されていたが, プロピレン系誘導品であるポリプロピレンとの競合が目立っていた。1965年ごろより, 以前より開発を進めてきた各種コンテナがメーカーによって徐々に採用され始めるとともに, 同年の消防法改正により工業薬品容器としての需要が伸びた。また, 藁紐や麻ひもが延伸テープに代替されるなど, 中低圧法ポリエチレンは積極的な広がりを見せ始めた。図1からは, 1965年ごろまでの中低圧法ポリエチレンはスチレンモノマーやエチレンオキサイドと比較してエチレン消費量が高い製品ではなかったが, その後急速に上昇したことが確認できる。

1959年に旭ダウと三菱油化が日本初となるスチレンモノマーの生産を開始したが, その主要な誘導品となるポリスチレンは, 1957年に両企業によって日本で初めて国産化が開始された石油化学製品であった。ポリスチレンは様々な合成樹脂へと変化する。スチレンモノマーの国産開始当初に, その需要の太宗を占めていたのはGP(一般用ポリスチレン)であったが, 1960年に日本合成ゴムが生産を開始すると, GPにSBR(スチレン・ブタジエンゴム)を配合したHI(衝撃に強いポリスチレン)の需要も徐々に伸びた。両製品は家庭電器や雑貨製品に使用された。

また, ポリスチレンを使用した樹脂として, ア



図1 高度成長期におけるエチレン系誘導品のエチレン消費量



出典『大型化の経済性分析（下）』、『日本の石油化学工業50年データ集』より作成。

クリロニトリルと共重合したAS樹脂、アクリロニトリルとブタジエンを共重合したABS樹脂、重合と加工段階で発泡させた発泡スチレン（発泡スチロール）などがある。1961年より三菱モンサントによって生産が開始されたAS樹脂と1962年より旭ダウなどによって生産が開始されたABS樹脂は、電気器具や車両、文具雑貨などに使用された。また、1962年より生産が開始された発泡スチレンは、板物として、断熱材として、また粒上にしてクッション材などに使用された。このようにスチレンモノマーの誘導品であるポリスチレンには様々なバリエーションがあり、多面的な広がりを見せた。スチレンモノマーのエチレン消費量もエチレンオキサイド同様、他の誘導品と比較して緩やかに上昇した。

エチレンオキサイドは戦前よりエタノールを原料として日本曹達によって生産されていたが、戦後になると諸外国が石油化学方式での生産を開始したことにより、外国産と比較して割高な国産は窮地に立たされた。そのため日本も石油化学方式での生産を模索し、1958年に三井石油化学が生産を開始した。その翌年には、日本触媒が国産技術で生産を開始した。

エチレンオキサイドは、その主要な誘導品であるエチレングリコールや、界面活性剤などに使用された。1958年に上述した三井石油化学が生産を開始したエチレングリコールは、ポリエステル

繊維や爆薬、セロファン、不凍液などに使用された。

エチレングリコールについて、1965年ごろになると爆薬、セロファン需要が停滞し始める一方、ポリエステル繊維の需要と、自動車の保有台数の増加に伴い不凍液の需要が急増した。また、エチレンオキサイド系誘導品のエタノールアミンは界面活性剤や切削油として、ポリエチレングリコールは界面活性剤への用途を中心に、化粧品、医療用途へと広がり、着実な伸びを示した。エチレンオキサイドのエチレン消費量は、他の誘導品と比較して緩やかに上昇している。

#### 4. 1967年から1970年までの各誘導品委員会、協調懇談会分科会を中心とした調整内容の検討

以下では、1967年から1970年までの中低圧法ポリエチレン、スチレンモノマー、エチレンオキサイドの各誘導品委員会、及び協調懇談会分科会を中心とする業界と通産省の討議内容を検討していく。なお、分析の前提となる表1、2、3の各誘導品企業の生産概要は、高度成長期の業界の全容を概観するため今回新たに作成した<sup>(6)</sup>。いずれの表においても、1964年までは各社社史、1965年以降については『日本の石油化学工業』[11]を

参照した。1965年以降について社史では増設の展開を追うのが困難な企業も存在したこと、また同時期の石油化学産業では、公表能力と実際の年産能力に乖離が生じていることが問題となっており（化学工業日報社 [6] 1970年4月24日）、社史と『日本の石油化学工業』で数値が異なっている設備もあったため統一的指標として『日本の石油化学工業』を使用した。なお、基本的には各年末における能力であるが、『日本の石油化学工業』では、翌年2月末や、3月末などで時期を区切って前年の能力を算出しているものもある。

4.1 中低圧法ポリエチレン

1967年時点の参入済み企業は、三井石油化学、日本オレフィン、古河化学、三菱化成、三井化学の5社である。表1は高度成長期における中低圧法ポリエチレン生産企業の概要である。日本オレフィンは、昭和油化と日本鋼管が1963年5月に設立した企業であるが、1972年8月に昭和油化に名前を戻している。古河化学は、1970年3月より日本石油化学に吸収合併され日石樹脂化学となる。両社とも期間中に名称が変化するので補足した。なお、1973年に住友化学の設備は休止されるため（7000）と表記している。

1966年の中低圧法ポリエチレンの需要量は対前年比44%増となる約11万7000<sup>ト</sup>を記録したが、これはフィルム、延伸テープ各用途別需要と、輸出が著しく増加したためであった<sup>(7)</sup>。翌年に入っても需要過多の状況は変わらず、「絶対量の不足から需給のアンバランスを招いており各社の増設が急がれている」た（化学経済研究所 [5] 1967年8月臨時増刊号, 67頁）。こうしたなか石油化学工業協会中低圧法ポリエチレン委員会は春ごろより需要予測を開始し（化学工業日報社 [6] 1967年4月27日）、4年先となる1971年の需要を約403000<sup>ト</sup>、同値を適正稼働率である90%で除し、同年に業界全体として保有すべき必要能力を474000<sup>ト</sup>と見積もり、必要能力を現有能力と既認可能能力との合計から差し引いて算出される増設枠を211000<sup>ト</sup>とした（化学工業日報社 [6] 1967年8月2日）<sup>(8)</sup>。

この需要予測の値をもとに業界は話し合いを開始したが、主な焦点は既存企業間の増設枠の配分と新規参入企業の扱いについてであった。新規参入

表1 高度成長期における中低圧法ポリエチレン生産企業の概要

生産企業	立地	【単位：トン】																
		1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973	
三井石油化学	岩国	12000	12000	12000	14400	21600	24000	48000	48000	48000	48000	48000	48000	48000	48000	48000	48000	
日本オレフィン	姉ヶ崎		10000	10000	10000	10000				24000	65000	65000	123000	123000	129000	129000		
	川崎							35000	44000	44000	12000	13000	43000	90000	120000	120000		
古河化学	鶴崎													18000				
	川崎		9000	9000	9000	9000	18700	18700	26000	46000	56000	66000	100000	83000	90000	90000		
三菱化成	水島													30000	30000	60000		
	四日市													30000	30000	30000		
三菱油化	五井													30000	30000	30000		
	旭化成													30000	30000	30000		
日産化学	水島													30000	60000	80000		
	五井													30000	39000	39000		
中部ケミカル	四日市													30000	30000	30000		
	住友化学													7000	7000	(7000)		
合計	大江	12000	31000	31000	33400	40600	64700	101700	112000	118000	183000	285000	405000	579000	613000	656000		

出典)「三井石油化学工業20年史」,「日本石油化学30年史」,「日本石油化学工業」,「昭和電工石油化学発展史」,1965年からは「日本の石油化学工業」各年より作成。

を希望している企業は旭化成と日産化学の2社であり、両社は生産拠点にて中間プラントを建設済みで、「特許権だけを導入する」状態であった（化学工業日報社〔6〕1967年7月11日）。

8月上旬に中低圧法ポリエチレン委員会が開催され、まず業界間での調整が行われた。委員会での審議の結果、増設枠は三井石油化学、日本オレフィン、古河化学の先発3社に各50000<sup>ト</sup>配分されることが決定された。その直後に「通産省化学工業局主催の石油化学工業協調懇談会中・低圧法ポリエチレン分科会が」開催された（化学工業日報社〔6〕1967年8月2日）。分科会では、業界が「通産省の調整に期待し」ていた三菱化成と三井化学の後発2社と新規参入を希望する企業の枠配分について検討された。その結果、後発2社の三菱化成、三井化学には各13000<sup>ト</sup>ずつ、新規参入の旭化成に20000<sup>ト</sup>、日産化学に15000<sup>ト</sup>配分されることが決定した（化学工業日報社〔6〕1967年8月2日）。この時点で新たに2社が中低圧法ポリエチレン業界に参入することとなったが、業界が1社のみならず2社の新規参入について否定的な見解を示さなかったことは、需要が急増していたことや既存企業に枠が十分に与えられていたからだと考えられ、後に検討するスチレン業界やエチレンオキサイド業界の事情と異なっていた。同年の中低圧法ポリエチレンの設備投資調整は、円滑に進むこととなった。なお、同年秋冬から翌年にかけて、需給調整の観点から三井石油化学と三井化学のグループ間で調整が行われ、三井化学の新增設計画は白紙となり（三井東圧化学株式会社社史編纂委員会編〔30〕522頁）、同社の枠は最終的に三井石油化学に譲渡されることとなった（化学工業日報社〔6〕1969年9月7日）。本年以降、三井化学は中低圧法ポリエチレンの設備投資調整に参加していないと考えられる。

1967年の中低圧法ポリエチレンの需要量は、対前年比35%増の約158000<sup>ト</sup>となった。これは、コンテナや各種ケースを中心とする射出成形品の需要の増加や、本格的に延伸テープやクロス袋が各社に採用されたためであった（化学経済研究所〔5〕1968年8月臨時増刊号、45頁）。1968年春ごろになり、中低圧法ポリエチレン委員会は需要予測を開始した（化学工業日報社〔6〕1968年4月6日）。委員会は1972年の需要を452470<sup>ト</sup>、

認可枠から差引き53000<sup>ト</sup>を増設枠とした（化学工業日報社〔6〕1968年5月14日）<sup>(9)</sup>。

5月上旬に、この増設枠をもとに中低圧法ポリエチレン委員会で話し合いが行われた。業界としては、既存設備と去年認可された設備で、今年度に算出された1972年の需要をまかなうことができ、需給がひっ迫する見込みもいまのところないので、すぐに枠の配分を行わず、各企業の増設がひと段落する「十月ごろ、後発メーカー優先の形で配分する方針」を決定した（化学工業日報社〔6〕1968年5月14日）。

11月上旬に中低圧法ポリエチレン委員会が開催されたが、争点となったのは新規参入を希望する企業の取扱いについてであった（化学工業日報社〔6〕1968年11月10日）。ニューカマーとして「チッソ、三菱化成、日本ユニカー、大日本インキ、鐘淵化学、東洋曹達（中部ポリマー）」など多数の企業が名乗りをあげ（化学工業日報社〔6〕1968年10月30日）、なかには外国資本を導入するのではなく、自社技術で生産を行なう予定の企業も複数あった（化学工業日報社〔6〕1968年11月3日）。この場合、外資法は適用外となる。同月中旬に通産省と業界との間で会合が開かれた。業界は通産省に対し、1972年の増設枠である53000<sup>ト</sup>のうち45000<sup>ト</sup>を、後発企業である三菱化成に20000<sup>ト</sup>、日産化学に15000<sup>ト</sup>、旭化成に10000<sup>ト</sup>配分する予定であり、国産技術によって新規参入を果たす予定の企業と話し合いをする意向を伝えた。通産省は、「新規計画企業を含め業界全体でさらに議論をつくしてほしい」とした（化学工業日報社〔6〕1968年11月14日）。

同月中旬に中低圧法ポリエチレン委員会が開催され、既存各社と新規参入を希望するチッソ、三菱油化との間で話し合いが行われたが、「新增設枠の配分については次回の分科会で正式決定されることになった」。後発3社は先に認可された計画を経済単位である年産30000<sup>ト</sup>に引上げることを希望していたため、前述の通り増設枠の45000<sup>ト</sup>を前掲各社に割当て、チッソと三菱油化については、先発3社が「操業率を一〇%落としてねん出する」方針が検討された。通産省は、「正式決定は分科会で行なうとし」たが、三菱化成の増設については計画的に確実だと判断し認める考えを示し、他社については「検討したのち態度を決めた

い」とした（化学工業日報社 [6] 1968年11月29日）。この後発3社の計画の引上げとチッソと三菱油化の参入については、翌年に議論されることとなる。

1968年の中低圧ポリエチレンの需要量は前年比28%増となる約203000<sup>ト</sup>を記録した。一部の製品で競合していた高圧法ポリエチレンの価格低下や、ポリプロピレンの新規需要の開拓によって、中低圧法ポリエチレンの需要の伸び悩みが予想されていたものの、前年同様コンテナや各種ケースの需要が伸長するとともに、先発3社を中心に輸出が拡大したため、需要量は大きく増加することとなった（化学経済研究所 [5] 1969年8月臨時増刊号, 50頁）。1969年春ごろに中低圧法ポリエチレン委員会は需要予測を推定し、適正稼働率や増設枠に関する数値の記述がないが、1973年の需要を約532000<sup>ト</sup>とした（化学工業日報社 [6] 1969年4月9日）。4月上旬に中低圧法ポリエチレン委員会と通産省との間で話し合いが行われた。通産省に対し業界は、前年話われた後発、及び新規参入企業を除く各社の増設調整について「枠取り思想」につながるとして、当面は新增設の配分は討議しないこととした（化学工業日報社 [6] 1969年4月11日）。これは、後述する枠を抱え込んだまま増設を実施していない企業の存在を懸念したものである。そして1973年度の需要を満たす新增設調整については、「今後その必要が生じたときに検討する」ことを決定した（化学経済研究所 [6] 1969年11月号, 5頁）<sup>100</sup>。この説明を通産省は了承した。

同年9月中旬に、中低圧法ポリエチレン分科会が開催された（化学工業日報社 [6] 1969年9月13日）。後発3社の中でも「稼働後に高操業率を維持している三菱化成に2万トン」の枠が配分されることとなり、旭化成と日産化学には新たに15000<sup>ト</sup>ずつ配分されることとなった（化学経済研究所 [6] 1969年11月号, 6頁）。また、前年に議論されていた「チッソ、三菱油化の両社」の参入も合わせて決定した（化学工業日報社 [6] 1969:10月10日）<sup>101</sup>。今後は両企業のような自社技術による多数の企業による参入が見込まれており、業界と通産省がどのように対処するのかに注目が集まっていた（化学経済研究所 [6] 1969年11月号, 6頁）。

1969年の中低圧法ポリエチレンの需要量は前年比37%増の約279000<sup>ト</sup>となった。これは、前年よりビール用コンテナが採用されたほか、農水産物、食品用コンテナ需要が大幅に上昇し、また延伸テープや結束テープなどの分野でも需要が増大したためであった。需要量の著しい上昇とは裏腹に製品価格については、先述の通り参入企業がこの短期間に著しく増加したことにより「急激な下落傾向を示して」いた（化学経済研究所 [5] 1970年8月臨時増刊号, 63-64頁）。1970年春になり、中低圧法ポリエチレン委員会は需要予測を開始し（化学工業日報社 [6] 1970年3月26日）、1974年の需要を639000<sup>ト</sup>と推定したが、今年度は1973年（t+3年）までの調整を行なうこととし、同年の需要量を561000<sup>ト</sup>、適正稼働率である85%で除すことで660000<sup>ト</sup>を必要能力とし、「要増設能力は十四万一千<sup>ト</sup>と算定」した（化学工業日報社 [6] 1970年8月22日）。今年度の調整年を1973年と定めたのは、前年の設備投資調整の際に1973年の投資調整は「今後その必要が生じたときに検討する」という方針が決定したためである。

5月下旬に中低圧法ポリエチレン委員会が開催された。三井石油化学と三菱油化が大幅な増設計画を打ち出したほか<sup>102</sup>、昨年認可された後発企業や他社も増設を希望しており、さらに新規参入企業も多数存在したことにより、調整は困難を極め、次回に持越されることとなった（化学工業日報社 [6] 1970年5月22日）。生産企業間や通産省を交え調整が幾度か行われた（化学工業日報社 [6] 1970年7月1日, 7月14日）。既存企業の調整について、これまでに与えられた枠を未だ消化していない日本オレフィン、古河化学の枠配分は、その点を考慮して実施されることになるなど「既存先後発の間で歩み寄りが見られ」、新規企業の扱いについては、1972年中部ケミカル、1973年住友化学の参入が検討された（化学工業日報社 [6] 1970年7月14日）。

8月上旬に、中低圧法ポリエチレン委員会が開催され、下旬に入り委員会と通産省との本格的な話し合いが行われた（化学工業日報社 [6] 1970年8月13日, 8月22日）。今回の調整では、国産技術の三菱油化とチッソに各30000<sup>ト</sup>、この2社を含む既存各社間で42000<sup>ト</sup>を配分することとした。



新規企業については「原則として一年に一社程度の参入を認めること」となり、1972年に中部ケミカル、1973年に住友化学の参入が決定し、両社に1972年に合計10000トンを、1973年に合計40000トンを配分することとなった<sup>13)</sup>。

同年秋冬になり、1974年の設備投資調整を行なうため、新たな需要予測の推定を開始した(化学工業日報社[6]1970年10月6日)。しかし、12月上旬に開催された中低圧法ポリエチレン委員会では、「最近の景気の後退と全般的な供給過剰さらには市況の混乱などから、投資増設調整を見送る方針」が決定された(化学工業日報社[6]1970年12月9日)。

#### 4.2 スチレンモノマー

1967年時点で参入を果たしている企業は旭ダウ、三菱油化、昭和油化と日本鋼管が共同投資して設立した日本オレフィン、電気化学工業、室蘭製鉄化学、八幡化学である。表2は高度成長期におけるスチレンモノマー生産企業の概要である。徳山スチレンは、1969年1月に出光石油化学と日本ゼオンとの間で設立された会社である(出光興産株式会社総務部100周年記念事業プロジェクト編[1]213頁)。日本ポリスチレンは、1966年11月に日本オレフィンと住友化学との間で設立され、以降日本オレフィンのスチレン事業は日本ポリスチレンに引き継がれることとなる。

1966年のスチレンモノマーの需要量は、前年比49%増の約255000トンとなり、飛躍的に増加することとなった。1965年の伸長率は前年比22%増<sup>14)</sup>であったので、昭和40年不況から抜け出した結果だといえるだろう。この要因は、スチレンモノマーの主要誘導品であるポリスチレンの生産が家電需要の増加を背景に回復するとともに、輸出がこれまで以上に伸びたためであった(化学経済研究所[5]1967年8月臨時増刊号、46頁)。スチレン委員会は、同年春ごろより需要予測を開始し(化学工業日報社[6]1967年5月2日)、4年先となる1971年の需要を533600トン、同値を適正稼働率である85%で除し、必要能力を約628000トンと見積もり、増設枠を88000

表2 高度成長期におけるスチレンモノマー生産企業の概要

会社名	立地	【単位：トン】														
		1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973
旭ダウ	川崎	18000	18000	45000	45000	45000	60000	60000	60000	60000	60000	60000	60000	60000	60000	60000
	水島							50000	50000	100000	200000	200000	200000	250000	300000	300000
三菱油化	四日市	18000	22000	33000	33000	48000	60000	90000	110000	106000	180000	180000	180000	205000	205000	205000
	鹿島												80000	80000	80000	80000
日本オレフィン	川崎					18000	18000	19000	25000	35000						
室蘭製鉄化学	室蘭					15000	18000	18000	17000	18000	18000	18000	18000			
デンカ石油化学	五井						12000	12000	21600	22000	72000	72000	72000	72000	72000	72000
大阪ガス	西島										18000	18000	18000	18000	18000	18000
八幡化学	戸畑									18000						
大阪スチレン	堺										50000	50000	65000	80000	80000	80000
住友化学	千葉										50000	80000	80000	100000	100000	100000
新日本製鉄化学	戸畑											18000	20000	20000	18000	18000
徳山スチレン	大分													40000	56000	56000
中部ケミカル	徳山													65000	65000	65000
合計	四日市	36000	40000	78000	78000	126000	168000	224000	283600	309000	566000	711000	835000	1015000	1114000	1114000

出典)『旭化成八十年史』、『昭和電工石油化学発展史』、『三菱油化三十年史』、『電気化学工業百年史』、『大阪ガス100年史』、『1965年からは「日本の石油化学工業」各年より作成。

ト)とした(化学工業日報社 [6] 1967年9月20日)<sup>15)</sup>。

増設枠の配分について、スチレン委員会を中心に調整が進行する予定であったが、その前に実施されていた企業間での調整が難航していたため、同年の9月に入っても「一度も会合を開けない状態」であった(化学工業日報社 [6] 1967年9月8日)。前年に開催された分科会では、規模の経済を発揮させるために「最低規模を年間五万ト)とする」ことを決定しており(化学工業日報社 [6] 1967年11月18日)、今年度は極めて少数の企業にしか枠が配分されない見通しとなっていて、かつ既存企業の増設計画は合計すると300000ト)に達していた(化学工業日報社 [6] 1967年8月9日)。また、新規参入を希望する企業も後を絶たない状況であり、そうした企業にどこまで枠を配分するのかについても、見解が割れていた。新規参入を希望している企業として、2年以上参入を保留されている出光石油化学や、大協和石油化学などがあった。(化学工業日報社 [6] 1967年6月24日)。

通産省は業界に対し、新規参入企業の計画を取上げたいとの意向を伝え、「自主調整の結論を出すことを要請した」(化学工業日報社 [6] 1967年9月8日)。通産省は、既存企業の計画を優先的に取上げることが基本的な方針としているが、「いつまでも閉鎖的な処理」を行なうことはできないとの姿勢を示した(化学工業日報社 [6] 1967年9月8日)。

9月中旬に今年度初となるスチレン委員会が開催されたが、枠の配分について今回は新增設を見送るべきとの意見が各社から出され(化学工業日報社 [6] 1967年9月20日)<sup>16)</sup>、最終的に「来春に持越される」(化学工業日報社 [6] 1967年11月18日)<sup>17)</sup>こととなった。

1967年のスチレンモノマーの需要量は、前年比31%増の約335000ト)となった。これは、ポリスチレンが引き続き好調であったことに加え、ABS樹脂や不飽和ポリエステルなど他の誘導品の需要も堅調に伸びたためであった(化学経済研究所 [5] 1968年8月臨時増刊号, 30頁)。1968年春に需要予測を開始したスチレン委員会は、1972年の需要を714800ト)、適正稼働率である85%で除し必要能力を約841000ト)と推定し、増設枠を約310000ト)とした。この需要予測値をもとに、

5月上旬にスチレン委員会と分科会が同日に開催された(化学工業日報社 [6] 1968:5月7日)。分科会では、生産企業の増設計画を合計すると約160000ト)需要予測を上回ることから、生産企業各社の増設計画の縮小が必要なこと、また新規参入企業をどのように扱うかについて話合われた(化学工業日報社 [6] 1968年5月19日, 5月23日)。

増設計画の縮小について、スチレン委員会委員長が中心となって調整を行なうこととした。しかし、「後発メーカーが増設に強気」で調整はなかなか進まず(化学工業日報社 [6] 1968年6月22日)<sup>18)</sup>、また、増設枠の配分方針についても、先発企業は現在保有する設備の稼働状況や製品の販売量から増設を行なういわゆる「実績尊重方式」を支持しているのに対して、後発企業はこれに反対しており(化学工業日報社 [6] 1968年5月19日)、なかなか折合がつかない状況となっていた。

7月上旬に、スチレン委員会委員長が通産省に調整が難航していることを説明した。通産省は「独自の立場から対策を検討、必要があれば行政指導に乗出す方針を固めた」(化学工業日報社 [x] 1968年7月11日)。7月下旬に、スチレン委員会と通産省との間で懇談会が開かれた。業界は、前年に認可を見送られた出光石油化学の「新規参入は好ましくないとして通産省に」説明した(化学工業日報社 [6] 1968年7月20日)<sup>19)</sup>。前述の通り、既存企業間での設備投資調整もままならない状態であったので、業界は新規参入を希望する企業に配分する枠を捻出することが困難だと判断したのだろう。しかし通産省は、出光石油化学の認可を遅らせることはしないと、「スチレン業界に同社進出を前提として設備調整案を検討するよう要求した」。また、枠の配分では、後発企業に厚く割当てよう指示した(化学工業日報社 [6] 1968年7月24日)。

8月下旬に開催されたスチレン委員会では、既存企業の増設計画を削減して枠を捻出し、出光石油化学の認可を業界として認める方針が決定された(化学工業日報社 [6] 1968年8月28日)。8月の終わりに委員長が通産省にその意向を伝え、9月のスチレン委員会で正式に決定することとなった(化学工業日報社 [6] 1968年8月31日, 9月5日)。

1968年の需要量は前年比34%増の約448000ト)

であった。これは昨年の需要見通しを5万トンを上回るものであり、前年同様各種誘導品の需要が伸びた結果であるが、その中でも需要の太宗を占めるポリスチレンについては、家電製品用需要や一般機器の工業分野での使用を中心に前年比30%を超える上昇を示した（化学経済研究所社 [5] 1969年8月臨時増刊号, 31頁）。1969年春ごろになりスチレン委員会は需要予測を推定し、1973年の需要を905000トンとした（化学工業日報社 [6] 1969年5月8日）。適正稼働率や要増設枠については管見の限り確認できなかったが、委員会は「四十八年以降の増設調整は明春の協調懇談会で検討すること」を決定した（化学工業日報社 [6] 1969年12月25日）。こうした委員会の決定に対し、通産省第一化学課長は同年秋冬になると、委員長にもう一度スチレン委員会を開くよう要望した。同省課長は、最近のスチレンの需要が予想を上回る伸びを示しており、需要予測の改定を行なう考えはないか、また改定した結果新規参入の余地があれば、新たに一社認めてほしいと説明した。この一社は、新大協和石油化学と同コンビナートにて誘導品の生産を行なう予定の企業から構成される中部ケミカルの計画である。本年6月に通産省によって同社の30万トン計画は正式に認可されたが、スチレンを含む同社の誘導品計画は、「協調懇談会ベースでの認可が得られ」ていなかった（化学工業日報社 [6] 1969年11月12日）。

業界としては、明春に増設計画を検討する方針であることや、「現状以上に市場秩序が混乱すること」などを理由とし、新規参入に難色を示したものの、同省課長は再度要請を行なった。その結果、12月の終わりにスチレン懇談会が開催され、「非公式に意見の交換」が行われた。通産省の「強い要請」であったことから、業界の「大勢としては止むを得ないとの意向が多く」なり、通産省案を受け入れる方向に舵を切った（化学工業日報社 [6] 1969年12月25日）。1970年1月下旬に、懇談会にて再度意見の交換がなされ、業界は正式に中部ケミカルの計画を認めることとした（化学工業日報社 [6] 1970年1月25日）。

1969年の需要量は前年の需要推定量を9万トンほど上回り、対前年比38%増となる約619000トンを記録した。それぞれの誘導品において成長が見られたが、その中でもポリスチレンは、これまで

と同じく家電用需要や工業用分野での需要が伸びたことに加え、輸出が前年比で86%ほど上昇することとなった。1970年春ごろにスチレン委員会は需要予測の推定を開始し（化学工業日報社 [6] 1970年4月23日）、1974年の需要を1341500トン、適正稼働率85%で除し必要能力を約1578000トン、既存設備と既認能力との差から877000トンを増設枠（化学工業日報社 [6] 1970年9月18日）とした。

6月にスチレン委員会が開催された。この時の議論については管見の限り確認できなかったが、特に問題が生じていたというような記述はみられなかった。9月に再度スチレン委員会が開催された。増設枠8770000トンのうち40000トンを中部ケミカルに割り当てることとなり、残りが既存企業に配分された（化学工業日報社 [6] 1970年9月18日）<sup>(20)</sup>。

#### 4.3 エチレンオキサイド

1967年時点の参入済み企業は、日本触媒、三菱油化、三井石油化学、日曹油化の4社である。表3は高度成長期におけるエチレンオキサイド生産企業の概要である。1966年のみ生産をしていた東海ガス化学は、三菱油化から委託され生産を行っていた会社である。泉北酸化エチレンは、1968年11月に三井石油化学と三井高压化学が設立した会社である。

1966年のエチレンオキサイドの需要量は前年比42%増となる約111000トンを記録した。その理由は、主要な誘導品であるエチレングリコールの需要が、内需のみならず外需を含め急増し、その他の誘導品についても好調な伸びを示したためであった（化学経済研究所 [5] 1967年8月臨時増刊号, 47頁）。生産企業は、本年春ごろに需要推定を行ない、4年先となる1971年の需要を約215000トン<sup>(21)</sup>と見積もり、同値を適正な稼働率と考えられていた90%で除し、同年に必要となる生産能力を239000トンとした。既認可済みの設備合計は166000トンとなり、先の数値との差である要増設枠を73000トンとした（化学工業日報社 [6] 1967年4月16日）<sup>(22)</sup>。

この需要予測を受けて石油化学工業協会エチレンオキサイド・エチレングリコール委員会は調整を開始したが、既存企業間だけで枠を分け、その

表3 高度成長期におけるエチレンオキシド生産企業の概要

生産企業	立地	1958	1959	1960	1961	1962	1963	1964	1965	1966	1967	1968	1969	1970	1971	1972	1973
日本触媒	川崎		5000	5000	10000	10000	26000	26000	26000	26000	52000	52000	86000	86000	90000	134000	134000
三井石油化学	岩国	6000	6000	12000	12000	12000	12000	24000	24000	24000	24000	24000	24000	6000			
	姉ヶ崎										24000	24000	24000	24000	30000	30000	40000
三菱油化	四日市			5000	5000	5000	5000	17000	18000	18000	41000	42000	42000	42000	24000	30000	30000
	鹿島													50000	50000	54000	54000
日曹油化	五井							12000	12000	24000	24000	24000	50000	50000	50000	60000	60000
東海ガス化学	四日市									24000							
泉北酸化エチレン	泉北												50000	50000	50000	50000	50000
合計		6000	11000	22000	27000	27000	43000	79000	80000	116000	165000	166000	276000	308000	294000	358000	368000

【単位：トン】

出典)『日本触媒化学工業50年のあゆみ』、『三井石油化学20年史』、『三菱油化30年史』、『三井東洋化学社史』1965年からは『日本の石油化学工業』各年より作成

中でも相対的に規模が小さい日曹油化の計画を優先する方針を決定した(化学工業日報社 [6] 1967年6月15日, 6月21日)<sup>23)</sup>。しかし, 既存企業間の増設枠の配分については「各社で意見が対立, 調整がつか」ない状況となっていた(化学工業日報社 [6] 1967年8月9日)<sup>24)</sup>。

業界はこうした方針と遅々として進まない調整内容を通産省に伝えたが, 通産省は国際競争力の強化の観点から, 設備の大型化を意味する「ワンユニット年間五万ト」単位で調整することを要請した(化学工業日報社 [6] 1967年7月28日)。要請を受け業界は再度話し合いを開始したが, その配分を巡って議論が難航することとなった。日本触媒が年産60000ト能力の増設を希望したが, 他社によって拒否された。7月下旬に両製品の委員会の委員長が通産省と話し合いを行なった。委員長は, 通産省の指示である大型化を前提とした調整を開始したものの, 現状まとまっていないこと, そしてもととの業界案であった各社に均等に配分する可能性があることなどを伝えたが, 通産省は「枠取り」意識が強く働いていることが原因とみて今後の調整は当初の方針を再確認して設備大型化の線に沿って調整を進めるよう再び要請した(化学工業日報社 [6] 1967年7月28日)<sup>25)</sup>。

8月中旬に開催された両製品の委員会においても結論が出ないばかりか(化学工業日報社 [6] 1967年8月13日), 通産省によって枠の配分条件が規定されたことにより, 先に業界の方針として決定していた日曹油化の優先的な増設についても, 「異論を唱える意見も台頭」する状況となった(化学工業日報社 [6] 1967年9月7日)。9月下旬に既存4社間で開催された常務会において, 現状「適切な配分方法はない」と意見が一致し(化学工業日報社 [6] 1967年9月22日; 9月24日), その後の委員会において「年内解決を見送ること」が正式に決定した(化学工業日報社 [6] 1967年12月21日)<sup>26)</sup>。

1967年のエチレンオキシドの需要量は前年比31%増となる約146000トとなった。同年の需要量の増加の主因は, 生産各社が前年に増設を達成したことにより更なる増産を行ない, 各製品の価格競争が激化したためであった。業界としては「採算割れの状況」に陥っていた(化学経済研究所 [5] 1968年8月臨時増刊号, 31頁)。1968年



春に入り、エチレンオキサイド・エチレングリコール委員会は需要予測を行ない、1972年の需要を約254700トと推定、同年の増設枠を124000トとした（化学工業日報社〔6〕1968年3月30日）<sup>7)</sup>。この増設枠を生産各社は、日本触媒34000ト、三井石油化学32000ト、三菱油化32000ト、日曹油化26000トと配分した（化学工業日報社〔6〕1968年5月29日）。この配分に対する通産省の見解については、管見の限り確認できなかったが、特に議論が繰り広げられた様子もないことから、了承したものと考えられる。本年の設備調整は、前年増設を見送ったことにより枠が持越されたので、前年のように問題となることはなく、円滑に進むこととなった。

1968年の酸化エチレンの需要量は前年比26%増となる約183000トとなった。これは、界面活性剤需要の増加や、酸化エチレンの誘導品のグリコールエーテル、輸出の伸びが寄与したからであり、生産各社の稼働率は107%に達することとなった（化学経済研究所〔5〕1969年8月臨時増刊号、32頁）。1969年春ごろになりエチレンオキサイド・エチレングリコール委員会は需要予測を開始し、1973年の需要を306490トと推定したが、既存設備と認可済みの設備の合計は、一部既存設備のスクラップが実施されるものと合わせて290000トであった。業界は、「長期需要見通しと照合した場合、設備調整の必要が認められない」との考えを示した（化学工業日報社〔6〕1969年4月15日）。通産省がどのような見解を示したかについては管見の限り確認できなかったが、その後この話題が途絶えていることや、また事後的にみてこの枠の配分通りに増設を達成している企業もいることから、本年においても特別な問題が生じたわけではなかったと推察される。

1969年の酸化エチレンの需要量は前年比約19%増となる約218000トとなった。これは、エチレングリコールのポリスチレンの内外需要が好調に推移し、その他誘導品も堅調な伸びを示したためであった（化学経済研究所〔5〕1970年8月臨時増刊号33頁）。1970年春ごろにエチレンオキサイド・エチレングリコール委員会は需要予測の推定を開始し（化学工業日報社〔6〕1970年3月14日）、1974年の需要を約440000ト、90%の操業率として489000トと見積もり、現有能力と既

認可能力の合計である289000トから差し引き、必要能力を200000トとした。その配分にあたっては、150000トを既存生産企業で分け、残りの50000トを1973年末以降の稼働を条件に新規生産企業一社に割り当てるなどの方針を固め、「通産省に非公式に説明した」（化学工業日報社〔6〕1970年5月21日）。この時点で、新規参入を希望する三菱化成、住友化学の両社は通産省に対し「積極的な働きかけ」（化学工業日報社〔6〕1970年5月10日）を行なっている。業界が通産省に対し新規参入企業の設備の稼働時期と社数を限定したことは、1967年に通産省によって設定された大型化政策により、新規企業は参入時点で年産50000ト能力として認可されることになったので、既存企業との能力差があまりないこと、そして既存企業が、「急激な伸びが見込めない需要分野」であると考えていたことなどに由来していた（化学工業日報社〔6〕1970年5月21日）。

6月上旬に、業界と通産省、そして三菱化成、住友化学の両社で話し合いが行われた。業界は、先述した内容を伝えたが、通産省第一化学課長は、「EO（筆者注：エチレンオキサイド）業界の実態からみて国際競争力が強化されたと判断すべき段階に達した」として、既存業界が新規企業化計画を受入れるよう示唆するとともに、業界が作成した需要予測の再検討と、8月中までの解決を指示した（化学工業日報社〔6〕1970年6月12日）。これまでの通産省は、既存生産企業の意向を汲み「長期間ニューカマー」の参入を認めてこなかったが、本年の通産省は三菱化成と住友化学に対する「認可意向が強く」（化学経済研究所〔5〕1970年11月号、7頁）、業界としては通産省の要請を聞き入れるより他なかった。通産省の指示を受けて業界はすぐに作業を開始し、新たに「既存の四社のほかに住友化学、三菱化成の両社が加わり」需要予測が推定されたが、既存企業と新規参入を希望する企業との需要予測では、「十万ト見当の食い違いもでてい」た（化学工業日報社〔6〕1970年6月18日）。これは、既存企業の需要予測では、新規参入企業に与える枠を少なくするために予測値を低く見積もり、そして新規参入企業の需要予測では、自社に枠が与えられるよう予測値が高く設定された、各社の思惑が反映された結果だと考えられる。

7月上旬に開催された両製品の委員会では、新規参入企業が推定した需要予測については「実態にそわない」と判断し、通産省と業界が推定した需要予測をすり合わせることを決定した（化学工業日報社 [6] 1970年7月4日）<sup>28</sup>。

8月下旬に、既存生産企業と新規参入企業、通産省間で「六社合同協調懇話」が開催された。これまでは「既存メーカーからは課長クラスの出席者が多かった」のに対し、今回は「常務クラスが」出席した。このことは、既存企業側がこれ以上問題を長引かせることは得策ではないと判断したためだと推察される。今回の話し合いでは、既存企業側には当初主張していた新規参入企業の稼働時期の指定について、その方針を緩和するものも現れ、逆に新規参入企業側には「四十七年度年産五万トンの計画にこだわらないとの意見も」出るなど、双方歩み寄る姿勢が見られた（化学工業日報社 [6] 1970年8月27日）。

9月下旬に分科会が開催された。最終的に1974年の増設枠は240000トンに引上げられ、そのうち50000トンを三菱化成、住友化学の両社で分け<sup>29</sup>、残る190000トンを既存企業で分配することが決定し、両企業は1974年にスタートすることとなった（化学工業日報社 [6] 1970年9月25日）。しかしその後、エチレン設備の新增設計画も繰延べられていることや、エチレンオキシドの需要の伸びが鈍化している状況に鑑み、これまで決定していた増設計画を「回避しようとの意見が強く」なり、「各社とも個々に関係会社の意向を打診」することとなった（化学工業日報社 [6] 1970年10月24日）。

## 5. おわりに

本稿では、中低圧法ポリエチレン、スチレンモノマー、エチレンオキシド各誘導品委員会と各協調懇談会分科会での討議内容を中心に検討してきた。以下では分析結果を、設備投資調整が円滑に機能する条件が整っていたかどうか、という観点から整理し、「はじめに」で挙げた先行研究との関係において本研究を位置づけたい。

まず、業界内の調整機関である各誘導品委員会

や、企業間の討議を分析した結果を述べる。当該期には、企業間の調整においてしばしば枠の配分が困難となっていたことが明らかになった。その理由として、既存企業が積極的な増設計画を打ち出したことが挙げられる。これは主に、当該期には30万トンの基準が設定され、誘導品企業にとってより多くのエチレンを消化する必要が生じたことに由来している。しかしそれだけでなく、1970年の中低圧法ポリエチレンや1968年のスチレンモノマーの事例からは、後発企業が先発企業に生産規模の面で後れを取らないよう行動し、調整が困難となっていたことがわかった。

一方投資調整が滞りなく終えた場合では、前年の枠が翌年に持越されることで、既存企業各社が望む増設が可能となった1968年のエチレンオキシドのケースや、1967年には新規参入企業を2社容認し、翌年には先発3社が「操業率を一〇％落としてねん出する」方針を立てるなど決定した中低圧法ポリエチレンのケースが観測された。しかし、当該期の企業間における誘導品の投資調整を包括的にみれば、難航したケースが少なくなかった。

長井 [20] は、協調懇談会開催以前の高圧法ポリエチレン業界では、後発企業が先発企業に生産規模で劣らないよう積極的な設備投資を望んだことで、企業間の調整が困難となったと指摘している。本稿が分析した時期においても、先発企業と後発企業の能力差から、投資調整が困難となっていた事例が見られたが、これは高度成長期を通じた石油化学産業における投資調整を困難なものとする要因となっていたと考えることができる。

次に各協調懇談会分科会や業界と通産省の折衝を分析した結果を述べる。全体的な議論を通して、既存企業間で増設枠を配分したい業界と、その中に新規参入を希望する企業をねじ込みたい通産省という構図が浮かび上がってきた。30万トンの基準の制定によって、大量のエチレンを消化しなければならなくなった企業は、これまで以上に各誘導品の計画を積極的に申請するようになり、通産省はその対応に追われていた。

エチレンオキシドの設備投資調整の事例からは、通産省が年産能力を規定した結果、業界間の調整を複雑にさせていたことが明らかになった。国際競争力の強化を意図してのことであったが、

設定する時期については慎重に判断すべきだったのではないかと考えられる。また、1970年のエチレンオキサイド業界には、新たに三菱化成と住友化学が参入することとなったが、1社のみならず2社参入することとなったのは通産省の「強い意向」が存在したためであった。

スチレンモノマーの設備投資調整の事例では、1968年においては出光石油化学の参入に難色を示した業界に通産省は再検討を促し、同社の参入が決定した。また1969年から1970年にかけては、中部スチレンの認可にあたり通産省は業界に再度委員会を開くよう迫り、業界が否定的な見解を示すと「強い要請」を行い、業界として「止むを得ない」との方向に舵を切らせた。

1967年6月に30万<sup>ト</sup>基準が制定されて以降、日本に合計9つの30万<sup>ト</sup>以上のエチレンプラントが誕生し、エチレンを消化する数多くの誘導品企業が新規参入を果たすこととなったが、その過程は業界を中心とするものではなく通産省による他律的な展開であったといえるだろう。「はじめに」で述べたように橋川[8]は、業界の秩序化、調整能力によって政府の出番が異なるとした。各製品の業界内での調整の有効性によって、通産省が介入のタイミングや度合いが異なるということは、橋川[8]の見方と整合的であったといえるだろう。

このように企業間の調整が難航し、通産省の介入が行われる背景は何であったのか。当時の需要に対する見方は強く、新規参入企業も既存企業も設備投資をする意欲が強かった。そのことについて更に調べるためには、中間製品である誘導品から、最終需要品に視点を移し、需要というものが具体的に如何なるものであったかを分析する必要がある。その点については、別稿に委ねたい。

#### [注]

- (1) 驛[2]は、チャルマーズジョンソンなどの研究を「国家主導論」、小宮などの研究を「市場主導論(新古典派経済学)」と大別した。本稿の先行研究の見方も驛に基づいている。同論文では、本稿で言及していない様々な産業政策に関する研究についても、サーベイしている。
- (2) 協調懇談会は1974年まで開催されていた。
- (3) 開始当初に設置された誘導品分科会は4つであったが、その後1966年2月にポリスチレン委員会、1971

年10月に合成ゴム委員会、1972年9月にアセトアルデヒド、アクリロニトリル委員会が追加されている(石油化学工業協会[15]369頁)。

- (4) 記事には、スチレン委員会の調整において、委員長が私案が提示されずに、「結局フリートーカーの形で意見の交換がおこなわれた」と記してある(化学工業日報社[6]1967年9月20日)。
- (5) この節の製品概要に関する説明は、特に断りのない限り団体史(石油化学工業協会[14]258-268頁)に基づいている。
- (6) こうした表は『日本の石油化学工業50年データ集』[12]にも記載があるものの、社史や業界誌に記載の生産能力と齟齬があるところも多々存在するほか、生産企業や記述に関しても推敲を重ねる必要があったので、新たに作成した次第である。
- (7) 各誘導品の各年の前年比の上昇率と需要量については、実際に筆者が計測した数値とはわずかなズレが確認できる年も存在したが、文献に記された内容を尊重しそのままにしてある。
- (8) 1967年8月臨時増刊号の『化学経済』[5]67頁には、中低圧法ポリエチレンの設備能力について現有能力142000<sup>ト</sup>、既認可能力121000<sup>ト</sup>と記載があるため、数値の間違いはないと考えられる。
- (9) 今年度の増設枠の計算方法については記載がなかった。1968年5月7日の『化学工業日報』[6]には需要量や適正稼働率、必要能力について記してあるものの、本文で引用した5月14日の『化学工業日報』[6]及び8月臨時増刊号の『化学経済』[5]45頁に記載された需要量と若干の数値のズレがある。後者の2つが需要量を452470<sup>ト</sup>としていること、そして前掲『化学経済』にはその内訳についても記載があることから、こちらの数値を本文では引用した。なお、増設枠については上述した3つの記事で53000<sup>ト</sup>と記しており一致している。
- (10) 本文で引用した『化学経済』の記事には増設調整の主体については書かれていないが、1969年4月11日の『化学工業日報』[6]には主体が業界であり、「この増設枠の配分は必要のつど、必要量だけ必要とする企業に割当てること」を決定したとあり、本文で示した1969年11月号『化学経済』[5]5頁の内容と平仄が合うため、ここでは連続した内容として扱っている。
- (11) もっともチツソはポリプロピレン設備を転用して今年の1月より、三菱油化は11月より自社技術を使用して生産を開始しているが(化学経済研究所[5]1969年11月号、5-6頁)、恐らくこれは両企業が分科会での認可より先に生産を開始したことを意味していると考えられる。
- (12) 三井石油化学が大幅な増設計画を打ち出したのは、外国市場の開拓とこれまでにない輸出が見込まれてい



ためであり、三菱油化は三井同様大幅な輸出を見込んでいたこと、また後発メーカー特有の「経済ベースに合わない」という理由を挙げている。

- (13) 今回調整された増設計画を合計すると142000<sup>ト</sup>となり、本文中で記した増設枠を1000<sup>ト</sup>上回る。当初は既存各社に配分された42000<sup>ト</sup>が41000<sup>ト</sup>なのではないかと考えたが、1970年10月6日の『化学工業日報』[6]にも各社に42000<sup>ト</sup>割り振られたとの記述があり、詳細は分からなかった。本稿では記事の内容を尊重し、そのまま記した。
- (14) なお、1964年の伸長率は29%であった。
- (15) 1967年5月15日及び6月24日の『化学工業日報』[6]には、要増設枠について100000<sup>ト</sup>と記述があるが、実際には本文中で引用した推定値を軸に調整が行われたと考えられる。その理由として、本文中で引用した増設枠の88000<sup>ト</sup>は、必要能力である約628000<sup>ト</sup>から認可枠として既に与えられている540000<sup>ト</sup>（化学経済研究所 [5] 1967年8月臨時増刊号, 46頁）を引くことで算出されるからである。
- (16) 今回のスチレン委員会では、枠の配分だけでなく、生産企業間の枠の譲渡についても話し合われた。三井石油化学と住友化学が設立した日本ポリスチレンが既認可枠と保有する63000<sup>ト</sup>のうち50000<sup>ト</sup>を住友化学に譲渡し、日本ポリスチレンが現在生産している35000<sup>ト</sup>の設備を連休することが決定された。
- (17) 記事では「来春に持越される公算」となっているが、実際に持越されることから本文中では「持越される」としている。
- (18) 記事には先発企業である旭ダウと三菱油化が計画を縮小したと記してある。
- (19) なお、ポリマーについては鐘淵化学の参入が検討されており、スチレン委員会は通産省に同社の参入ついて遅らせるよう要望している。
- (20) 今回配分された増設計画は次の通りである。旭ダウ200000<sup>ト</sup>、三菱油化200000<sup>ト</sup>、住友化学90000<sup>ト</sup>、三井東圧85000<sup>ト</sup>、電気化学80000<sup>ト</sup>、新日本製鉄化学80000<sup>ト</sup>、出光石油化学90000<sup>ト</sup>、中部ケミカル40000<sup>ト</sup>。今回の増設計画の合計は865000<sup>ト</sup>であるが、記事には877000<sup>ト</sup>と記してあり、この数値のズレは不明である。
- (21) 同値は会計年度に変換した後の数値であり、その前は209600<sup>ト</sup>である。
- (22) なお、1967年8月臨時増刊号の『化学経済』[5] 47頁によると、1967年6月時点におけるエチレンオキサイドの合計年産能力の合計は165000<sup>ト</sup>となっており、本文中で示した値と1000<sup>ト</sup>ほどの差があるが、本稿では誤差の範囲として扱うこととする。
- (23) 業界は日曹油化の優先的な増設を許す条件として、「需給が混乱する懸念がある場合には、旧設備を連休」することを課した（化学工業日報社 [6] 1967年6月

15日）。

- (24) 同記事には、「これまでEO・EG（筆者注：エチレングリコール）委員会は数回にわたって開催され、大型化の方向で自主調整おこなってきたが、各社で意見が対立、調整がつかず、通産省の意向を打診したところ、再び通産省から大型化による調整要請」が出されたことが記してある。
- (25) なお、年産50000<sup>ト</sup>基準の設定については、1970年5月の『化学経済』[5] 5頁には「既存各社が規模効果による競争力強化の立場から官民協調懇談会分科会で1系列年産5万トンの内規をつくり、体制整備を続けてきた」と記してあるが、『化学工業日報』からは一貫して通産省が大型化を強制している様子が描かれており、それらの具体的な一連の調整過程の記述が誤りであったとは思えないため、本稿ではこちらの内容を採用している。
- (26) この間、委員長は事態の収拾を図るため石油化学会長に「裁定を申し入れた」が、会長は生産各社で話し合いを継続すべきと意見した（化学工業日報社 [6] 1967年9月7日）。
- (27) 各記事に掲載された需要予測値と適正稼働率からは、本文中に示した124000<sup>ト</sup>という増設枠を算出できなかったが、増設枠の数値そのものに間違いはないと考えている。それは、本文中で引用した1968年3月30日の『化学工業日報』[6]のほかにも、1968年5月29日、7月9日の『化学工業日報』にも増設枠は124000<sup>ト</sup>とあり、実際に配分された今年度の合計枠も124000<sup>ト</sup>となるからである。
- (28) 通産省案では、1974年の需要を460000<sup>ト</sup>と推定しており、当初業界が作成した需要予測より約20000<sup>ト</sup>上回っている。
- (29) 前述の通り、通産省によって設備の下限生産能力は50000<sup>ト</sup>と規定されたが、今回は2社が参入することになったため、その枠を両社で分けたものだと推察される。

#### [参考文献]

- [1] 出光興産株式会社総務部100周年記念事業プロジェクト（編）、『出光100年史』、2012年。
- [2] 驛賢太郎、「高度経済成長期における産業政策論の再検討——レント概念を手掛かりにして」『神戸法学雑誌』第62巻1・2号、2012年、211-264頁。
- [3] 大阪ガス、『大阪ガス100年史』、2015年。
- [4] 岡崎哲二、「枠組み設計、競争促進重視を——21世紀の産業政策」日本経済新聞、2020年5月29日。
- [5] 化学経済研究所（編）、『化学経済』、1967-1970年。
- [6] 化学工業日報社、『化学工業日報』、1967-1970年。
- [7] 橋川武郎、「日本における企業集団、業界団体および政府—石油化学工業の場合—」『経営史学』第26巻3号、1991年、1-29頁。



## 長井景太郎：高度成長期後半の石油化学産業における誘導品の設備投資調整

- [8] 橘川武郎, 「日本の政治経済システムと政府・企業間関係」『社会科学研究』第47巻2号2-14頁。
- [9] 小宮隆太郎, 「序章」小宮隆太郎他(編)『日本の産業政策』東京大学出版会, 1984年, 1-22頁。
- [10] シーエムシー, 『大型化の経済性分析(下)』, 1968年。
- [11] 重化学工業通信社(編), 『日本の石油化学工業1965-1973年版』重化学工業通信社, 1966-1974年。
- [12] 重化学工業通信社・化学チーム(編), 『日本の石油化学工業50年データ集』重化学工業通信社, 2008年。
- [13] 昭和電工株式会社化学製品事業本部(編), 『昭和電工石油化学発展史』, 1981年。
- [14] 石油化学工業協会, 『石油化学工業10年史』, 1971年。
- [15] 石油化学工業協会, 『石油化学工業20年史』, 1981年。
- [16] ダニエル・沖本(渡辺敏訳), 『通産省とハイテク産業』サイマル出版会, 1989年。
- [17] チャルマーズ・A・ジョンソン(矢野俊比古訳), 『通産省と日本の奇跡』, TBSブリタニカ, 1982年。
- [18] 通商産業政策史編纂委員会(編), 『通商産業政策史第10巻』通商産業調査会, 1994年。
- [19] デンカ, 『電気化学工業百年史』, 2015年。
- [20] 長井景太郎「高度成長期前半の石油化学業界における協調懇談会の選択理由—設備投資の業界内調整に着目して—」『産業経営』第52号, 2017年, 3-26頁。
- [21] 長井景太郎「高度成長期日本の石油化学産業における設備投資調整政策の実態の再検討—エチレン年産30万トンの基準制定後の個別認可過程に着目して—」『経営史学』, 2020年, 掲載予定。
- [22] 日本経営史研究所(編), 『旭化成八十年史』, 2002年。
- [23] 日本触媒化学工業株式会社(編)『日本触媒化学工業50年のあゆみ』, 1991年。
- [24] 日本石油化学株式会社社史編さん委員会(編), 『日本石油化学三十年史』, 1987年。
- [25] 橋本規之, 「高度成長期日本の産業政策と設備投資調整—エチレン30万トン基準再考—」『歴史と経済』第206号, 2010年, 32-49頁。
- [26] 平井岳哉, 「エチレン30万トン基準の設定と企業行動についての一考察」『慶応経営論集』第15巻2号, 1998年, 43-60頁。
- [27] 平野創, 「石油化学産業における設備投資調整—エチレン年産30万トン基準の制定と運用」『経営史学』第43巻1号, 2008年, 29-55頁。
- [28] 平野創, 『日本の石油化学産業 勃興・構造不況から再成長へ』名古屋大学出版会, 2016年。
- [29] 三井石油化学工業, 『三井石油化学工業20年史』, 1978年。
- [30] 三井東圧化学株式会社社史編纂委員会(編), 『三井東圧化学社史』, 1994年。
- [31] 三菱油化株式会社30周年記念事業委員会(編), 『三菱油化三十年史』, 1988年。

---

# 早稲田政治経済学雑誌 第396号

*The Waseda Journal of Political Science and Economics, No.396*

---

2020年12月31日発行

編集兼  
発行人 川岸 令和

発行所 早稲田大学政治経済学会  
169-8050 東京都新宿区西早稲田1-6-1 早稲田大学政治経済学部内  
TEL 03-3203-4141 (代表)

---

制作 三美印刷株式会社  
表紙デザイン レフ・デザイン工房

---

© 2020, 早稲田大学政治経済学会.



# The Waseda Journal of Political Science and Economics



No. 396

December 2020



## Contents

### *Refereed Article*

An Examination of the Self-Defeat Objection against  
Convergence Public Reason Liberalism ..... FUKUSHIMA, Gen

The Adjustment Process in Plant-Building of Derivative Products  
in Petrochemical Industry in Japan's Late High-Growth Era:  
The Case of Middle/Low Pressure Polyethylene, Styrene,  
and Ethylene Oxide ..... NAGAI, Keitaro

The Waseda Society of Political Science and Economics

